

・本表は、2022年発行の強制動員真相究明ネットワーク・民族問題研究所編『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』で紹介された証言を基に作成した。

・『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』で紹介された証言内容の比較として、李宇衍「佐渡鉱山に動員された135人の『証言』（強制動員被害申告調査記録）」（2023年・未発表）を用いた。ただし、国家記録院が証言者の名前などを伏字にしたため李論文ではフルネームで紹介できなかったので本表の証言比較が完全に一致しているとは断言できない。

・『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』の証言内容は誕生日と出身地以外は全文を引用している。李論文に関しては、内容の重複を可能な限り取り除いて要約した。

・李論文で紹介された証言内に太字があるが、これは『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』と内容が異なっている点、事実として疑わしい点、矛盾がある点、強制連行及び強制労働とは異なる点を示している。

・表中に空欄がある個所は李論文では確認できなかった証言である。表下部には『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』に収録されていないと思われる証言を記載している。

佐渡金山 証言内容の比較表

|    | 『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』（2022年）                                                                                                                                                                         | 「佐渡鉱山に動員された135人の『証言』（強制動員被害申告調査記録）」（2023年）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <b>俞鳳結</b><br>1940年頃に佐渡鉱山に動員された。論山の学校の校庭に集められ、100名ほどが論山駅から釜山を経由して佐渡に連れていかれた。同じ里の金文国も一緒だった。募集にきたのは杉本奏二だった。第3寮(杉本が寮長)に入れられ、金になるからと削岩の職場に配属された。長兄の病気を理由に途中で帰ったが、預金は未払いのままである。                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | <b>金文国</b><br>1940年頃、佐渡鉱山に動員された。第3寮に入れられたが、家族を呼び、山之神社宅に住んだ。職場は削岩だった。解放後、帰国の際に船の中で娘一人を亡くし、帰国後、塵肺のため、息が苦しく、布団をたたんで、それにもたれてやっと息をするようになり、40代で死亡した。その治療と家族の生活のために、田畑を売り払い、多額の借金を残した。               | 【息子が申告】1937年4月動員、1945年9月中旬帰還。<br>隣友保証書にも1937年4月に動員されたと記載。<br>申告者との電話調査では、父が動員された年度は正確には分らないが、 <b>徴用で行った</b> と思うと陳述。鉱山の仕事をして後に塵肺症で亡くなった。青陽郡の盧と李が1995年頃に訪ねてきて、 <b>当時受け取れなかった退職金を受け取るために活動を進めてみようと言っていた</b> が1996年から連絡が途絶える。<br>当時の目撃者からは、動員年度は不明だが金文国は <b>募集</b> で日本へ行き、 <b>3年ぶりに帰還</b> したと覚えているという陳述あり。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3  | <b>白舜基</b><br>1942年頃、佐渡鉱山に強制動員され、労役した。食事の量が少なく、いつも腹が減っていた。佐渡で2年間働いた後に脱出し、埼玉県で働いた。受け取った給料は東京に留学中だった弟の学費に当てた。解放後に帰還したが、慢性気管支炎と咳のため、生涯苦労した。                                                      | 【子供が申告】強制徴用され鉱山労務者として勤務した後、1945年帰国。<br>隣友保証書には1942年に <b>募集で行き</b> 、佐渡で2~3年仕事をしてから脱走し、埼玉県秩父鉱山で仕事をした。当時、白舜基の弟が東京の中学校で留学しており、給料日には学費を貰いに行った。留学中に手紙でよくやりとりをし、東京でも会ったという。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 4  | <b>呂圭業</b><br>1942年3月11日午前6時、佐渡郡相川町大字広間町7番地の佐渡鉱業所区局内で死亡した。坑内での死亡事故ではなく2~3日ほど病気で苦しみ死亡した。同僚が火葬した灰を持ってきて山に撒いたと家族が証言した。                                                                           | 【弟が申告】1940年7月20日に動員され、佐渡の粉塵の被害により病気で死亡。<br>隣友保証書では、1939年3月頃に <b>徴用</b> として連れていかれたと聞いた、と説明。<br>委員会は除籍謄本を確認して強制動員被害者と認定し、申告者を遺族と決定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5  | <b>呂圭祥</b><br>1942年10月頃、面事務所の労務係と警察によって強制動員された。金鉱で働いているという手紙が届いた。1944年5月頃に脱出しようとしたが、逮捕され殴打されたという。1945年の解放後、12月頃に帰国した。                                                                         | 【義娘が申告】脱走して逮捕され、殴られて病気になる。<br>当時を目撃したという人物への電話調査では、動員地では賭博の八百長が原因で青陽の人たちと論山の人たちが互いに対立したという。八百長で勝ったら、青陽の人が強引に失ったお金を奪ったため、呂圭祥が頭突きで青陽の人を暴行し、再び奪ったことで対立が起きたという。帰還後は体が良くなかったが <b>回復して農業もできた</b> 。<br>申告者との電話調査では、申告書に「労役場から脱走して逮捕され殴られ体を壊す」と記載したが、申告者本人は呂圭祥が早く亡くなったことを知るのみで、内容は分からず、 <b>証拠になる書類もない</b> と陳述。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6  | <b>呂圭泰</b><br>面事務所の労務係長と駐在所の巡査などが、哀願する老父母と家族を払いのけ、強制的に動員した。数か月後、新潟県佐渡の金鉱山で働いているという手紙が届いた。坑内では爆薬を扱う仕事をしたという。動員前は体が丈夫で力持ちだったが、1943年9月、帰国した際には体は痩せこけ、顔色は黒く、病気の体となっていた。                           | 【子供が申告】強制動員された、と父の存命時に聞いた。申告者は1944年生まれで、父親は結婚前に動員され、動員地で爆破する技術を学んでその仕事をして帰ってきた。<br>呂を含めた同僚たち28人が帰国前の送別会で酒を前に記念撮影した写真あり。<br>委員会は当時の名簿に動員期間が <b>1939年11月30日</b> から <b>1944年2月30日</b> と記載されていることを根拠にして強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7  | <b>安希遠</b><br>1940年に佐渡鉱山に動員され、労役中、落盤事故で重傷を受けた。入院して治療したが、そこを追われた。帰る途中、愛媛県にいた親戚の所に立ち寄り、そこで亡くなったと、親戚から遺族に手紙がきた。落盤事故については、一緒に動員された南寿龍が帰国後に話した。                                                    | 【弟が申告】1941年頃、同じ地域の尹〇〇が労務担当者として兄の安希遠たちを佐渡へ連れて行った。<br>申告者との電話調査では、 <b>徴用という名で募集動員</b> されたと陳述(募集して連れていった責任者が尹〇〇)。同じ村から大勢の人がついて行ったという。兄が怪我のため帰国措置を受けたという話を同行者の一人が帰ってきた時に聞いた。しかし、兄は帰ってこず、日本の病院で死亡し火葬したとの手紙が当時愛媛県に居住していた叔父から届いたという。除籍謄本には安希遠が日本ではなく1949年8月22日に本籍地で死亡と記載されている。<br>補完調査報告書では、申告者は <b>1942年頃</b> に村で佐渡へ行く人を募集して <b>兄や多くの人が応募した</b> という。兄は最初は <b>家に大金を送ってきた</b> 。当時のお金で10ウォン、お米で1ガマニ（韓国のお米単位、80kg）の値段だと陳述。1944年末頃「労働中に重傷を負い、新潟に移送治療」と韓国語で鉱山から家に電報が届き、兄が怪我したことを知った。兄の情報を求めて愛媛県に住む叔父に頼んだが、最初は知らないと言われた。しかし後に叔父が「安は死亡し、（遺骨は）あるお寺に預けた」と話し、その時期に死亡申告をしたと推定される。 |
| 8  | <b>金鍾元</b><br>1940年7月頃、佐渡鉱山に動員され、9月から採鉱夫として労役した。後に家族を呼び寄せ、一緒に暮らした。金鍾元名義の「職業能力申告手帳」によると日額は3円70銭だった。また、「保険料領収帳」によれば、1941年8月から1943年3月まで、毎月1円20銭を集金人に支払った。1943年3月に解雇され、帰還した。帰還後、塵肺症で苦労したと家族が証言した。 | 【息子が申告】採鉱夫として1940年9月1日から1943年3月30日まで働いてから戻り、塵肺症に悩まされ1990年11月死亡した。<br>後遺障害(塵肺症)申告に関して2006年11月20日14時頃電話したが繋がらなかった。また、後遺症に関する <b>客観的な立証資料がなく、強制動員による因果関係を証明することも難しい</b> 。しかし、当時の名簿にも記録があるので委員会は被害者として認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 9  | <b>姜信道</b><br>佐渡鉱山に動員され、1940年9月から採鉱夫として働いた。勤務中、爆発事故によって負傷した。「職業能力申告手帳」には、佐渡鉱山に1942年3月まで勤め、日額2円50銭と記録されている。1940年12月の居住地は新潟県佐渡郡相川町大字下相川164番地だった。妻と息子が佐渡で生活し、共に帰還した。塵肺症に苦しみ、1959年12月に死亡した。       | 【子供が申告】1938年7月、佐渡鉱山の採鉱夫として勤務中の事故により怪我をした理由でずっと苦しみ、1959年12月4日に亡くなった。<br>事故に関しては、ある日、炭鉱で爆発事故が起きて父が怪我をして帰ってきたという。しかし体のどこを怪我したのか <b>申告者は正確に陳述できなかった</b> 。終戦後、塵肺症と重なって爆発事故の後遺症が原因で死亡したとも話したが、これに対する <b>客観的な立証資料はない</b> 。委員会は強制動員被害部分だけを認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10 | <b>李東來</b><br>佐渡鉱山に強制動員され、採鉱夫として労役した。金鍾元、姜信道らが一緒に動員された。帰国後、ひどい咳などによって働くことができなかった。貧しくまともな治療を受けることができないまま、1960年7月に死亡した。                                                                         | 【義娘が申告】採鉱夫として1938年から1942年まで働いてから戻って、塵肺症に苦しんだ。<br>隣友保証書では、 <b>李の死亡を1959年12月4日</b> としている。<br>委員会は当時の名簿記録があることと同行者の存在を根拠にして強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|    |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | <p><b>李気容</b></p> <p>1941年10月頃、面職員に目をつけられ、強制動員された。釜山を経て3日間移動し、佐渡鉱山に送られた。最初は肉体労働、運搬の仕事をしたが、後には電車の運転をした。第1相愛寮に収容された。一部屋に5～6人が暮らしたが、監視が厳しく、逃げられなかった。同じ面出身の動員者と家族で集合写真を撮った。契約期間は3年だったが、守られなかった。1945年9月ごろ、自力で船を探して帰還した。</p>            | <p>【子供が申告】父親が強制動員されたことだけを知っている。父親から「鉱山内部での仕事より外での仕事が多かった」と言われた。当時の写真あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 12 | <p><b>金鍾鮮</b></p> <p>1941年10月頃、強制動員された。釜山を経て3日間移動し、佐渡鉱山に配置された。佐渡鉱山では第1相愛寮に収容され、1945年8月まで鉱石を掘る仕事をした。解放後、支払われるべき金が支払われなかったために帰国できず、翌年1月に帰還した。同じ面出身の動員者と家族の団体写真がある。</p>                                                              | <p>【本人が申告】強制動員により、佐渡鉱山の労働者として従事し、終戦になって帰還した。金の妻は、日本人が夫を連れて行ったと陳述。金の子供は、父は労役による後遺症なのか下半身が不自由で20年間の闘病生活の末亡くなったが、病院では明確な病名はなく、<b>老化と診断された</b>と陳述。当時の名簿に登録されていないが、本人の陳述と現地の写真から強制動員被害者と委員会が認定する。</p>                                                                                                                                                    |
| 13 | <p><b>李相純</b></p> <p>1941年10月頃、強制動員された。釜山を経て3日間移動し、佐渡鉱山に配置された。鉱山から掘り出した石を車に積む仕事をしていて。第1相愛寮に収容された。解放後、1945年9月に帰還した。同じ面出身の動員者と家族の集合写真がある。</p>                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 14 | <p><b>高龍柱</b></p> <p>同じ里出身の6人が一緒に動員された。家族も妻と子2人が日本に渡った。1943年10月、佐渡郡相川町大字下相川201番地で娘が生まれた。坑内でダイナマイトの穴を掘る仕事、石を運ぶ仕事を担当した。解放後、一緒に動員された人たち全員と共に帰国した。佐渡鉱山での辛い労働によって塵肺症に罹ったために苦勞し、早くに死亡した。</p>                                            | <p>【子供が申告】父親が動員され、動員地から手紙で、家族もくるように言われて行った。父は帰還後、後遺障害（塵肺症、栄養失調）のため1996年に死亡したが、これを<b>立証できる資料はない</b>。委員会は佐渡で生まれた娘の記録を確認したので、強制動員被害者と認定する。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 15 | <p><b>金鍾喆</b></p> <p>同じ里出身の6人と一緒に動員された。坑内でダイナマイトの穴を掘る作業、ダイナマイトによって砕けた石を運ぶ作業などを担当した。落石事故で前歯が3本折れた。第3相愛寮に収容された。金を稼げるだろうと期待していたが、稼ぐことができなかった。解放後、約1か月後に帰宅した。無理して働いたせいで職業病の塵肺によって苦勞し、満60歳になる前に死亡した。同じ面から動員された人たちのほとんどが肺を悪くして苦勞した。</p> | <p>【子供が申告】1939年に村の6人と共に新潟県というところに連れて行かれ、1945年9月に帰還。帰ってきた時は食べられず、着るものもなく無理やり働いたため、塵肺症で一生苦勞して1971年に死亡した。申告者との電話調査では、父は<b>金儲けに行った</b>が一銭も稼げなかったと陳述。帰還してから肺が悪くて咳をし、それによって死亡したというが、<b>動員による後遺症であることを立証する書類はない</b>。委員会は強制動員被害者と認定する。</p>                                                                                                                  |
| 16 | <p><b>田成萊</b></p> <p>1940年頃の秋、柳春日らと、多数が集団で佐渡鉱山に動員された。帰国後、他の動員者たちと一緒に「帰国同期会」という集いをしていて。</p>                                                                                                                                        | <p>【子供が申告】無報酬強制労働をさせられて1945年9月に帰還した。隣友保証書には1940年秋に<b>徴用令状</b>が来たと記載、目撃者への電話調査では<b>募集係による強制動員</b>という陳述。別の目撃者は<b>村長から指名されて動員</b>されたと陳述。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 17 | <p><b>柳春日</b></p> <p>1940年秋頃、田成萊など多数名と共に佐渡鉱山に動員された。翌年、妻と娘を呼び寄せ、解放後に帰還した。1943年8月14日、同じ面出身の動員者たちと一緒に撮った集合写真がある。</p>                                                                                                                 | <p>【子供が申告】1940年に<b>徴用令状</b>が来た。※同証言は2つ重複しているが、最後の箇所が若干異なっている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 18 | <p><b>朴八星</b></p> <p>柳春日らと一緒に強制動員され、佐渡鉱山で労役した。動員された人々は、寮のような宿舎で一緒に過ごし、全員が坑内の作業に従事した。島なので解放されるまで出られなかった。</p>                                                                                                                       | <p>【子供が申告】申告者との電話調査では、<b>募集で行った</b>と思われると陳述。動員期間と動員地は不明という。労役により肺に炭塵が入り、1980年7月に亡くなった。労役による障害を<b>証明できる書類はない</b>。</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| 19 | <p><b>金洙甲</b></p> <p>1942年5月、同じ里の金洙哲と共に佐渡鉱山に動員されて労役した。第3相愛寮に収容された。1945年に帰還し、後遺症で闘病した。</p>                                                                                                                                         | <p>【子供が申告】申告者との電話調査にて、3～4年佐渡で働いて終戦後に帰還したという話を父親から聞いたと陳述。申告書には後遺障害で塵肺と記載したが、当時幼かったため父の<b>健康状態は覚えていない</b>。申告者が35才の時、当時国会議員だった林徳圭と日本人が来て「あなたの父は徴用にやってきた人だ」と話し、日本人が「申し訳ない」と言っていたという。委員会も後遺障害（塵肺症）を<b>立証できる資料や書類を確認できていない</b>。</p>                                                                                                                       |
| 20 | <p><b>金洙哲</b></p> <p>1942年5月、同じ里の金洙甲と共に佐渡鉱山に動員されて労役した。妻を佐渡に呼び寄せ、一緒に暮らした。1945年3月、相川町下相川で長男が生まれた。解放後に帰還し、後遺症で闘病した。</p>                                                                                                              | <p>【義娘が申告】<b>徴用</b>に行けと言われて行った。労働期間と佐渡までの道程は知らない。申告者が嫁いで5年後（1980年7月30日）に義父（金洙哲）が亡くなる。申告者は金の後遺障害(肺結核、塵肺症)を日本での労働が原因と主張するが、これを<b>立証できる客観的な資料がないため判断しにくい</b>。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 21 | <p><b>金永鑽</b></p> <p>同じ面の人たちと一緒に新潟県の佐渡鉱山に動員された。佐渡鉱山では第3相愛寮に収容され、鉱石を掘る仕事をした。坑道が崩れ落ちて同僚が死ぬのを見て逃走したが、捕まってひどく殴打された。食べ物がなく、いつも腹を空かした。解放後、独身だったので、金を稼ごうと日本に留まった。</p>                                                                    | <p>【弟が申告】1938年4月に動員された。隣友保証書には、徴用で同じ面の人たち80人が日本に行ったことを聞いたと記載。炭坑が崩れて人が死ぬのを見て怖くなり逃亡したが、日本人に捕まって死ぬ直前で殴られ気を失ったという<b>話を聞いた</b>ことがあるという。独身者たちはお金を稼いで帰郷したという。時間が経って、死ぬなら故郷に帰って死にたいという気持ちになり1990年に帰郷して4年ほど暮らしてから亡くなった。申告者との電話調査では、<b>日本へ行ったら稼げると聞いて強制徴用に行った</b>と陳述。1943年に撮影した「一面一友 佐渡記念」の写真は<b>強制動員との関連性は見当たらない</b>と委員会は判断する。しかし、強制動員被害者には認定する。</p>         |
| 22 | <p><b>宋秉周</b></p> <p>佐渡鉱山に強制動員され、1945年8月まで労役した。「紀元2603年 恋しい親友 佐渡ニテ記念」というメモが書かれた写真には、金洙甲、金洙哲と一緒に写っている。坑外で運搬の仕事をした。第1相愛寮に収容された。</p>                                                                                                 | <p>【子供が申告】1943年5月に<b>強制徴用の令状</b>が届き、1945年12月に帰還。40年後に労役の後遺症で死亡した。申告者との電話調査で、申告書に記載した動員時期は間違いで、正しくは1939年だと陳述。同じ村の人がたくさん行ったと聞いた。動員関連の具体的な内容は知らないという。委員会は申告者が父は後遺障害(肺疾患)を持っていたと申告書に書いていたが、宋秉周は<b>後遺症がなかったことが判明</b>したので、これは間違いであると結論する。</p>                                                                                                             |
| 23 | <p><b>尹壽福</b></p> <p>1941年に動員された。翌年、妻と子ども2人も佐渡に渡って生活した。1942年に佐渡郡相川町大字下相川164番地で次男が生まれ、1944年に同じ社宅で長女が死亡した。佐渡鉱山では削岩機で金を掘る仕事をした。社宅で昼食の弁当を作って出勤した。解放後、帰国した。米俵2つ分の代金を船賃として払い、2～3日かけて釜山に到着した。お金は持つてくることができなかった。帰還後、肺病に苦しみ、死亡した。</p>      | <p>【子供が申告】1941年に<b>徴用</b>されて佐渡へ。後遺症(塵肺症)で終戦後に帰還してからも回復できず病院治療を受けるが52才で亡くなった。申告者との電話調査では、<b>面から徴用令状</b>が届いたと陳述。日本政府から徴用者の家族を募集したので行くことになった。<b>賃金は貰っており、お米を買って食べた</b>。米の配給を貰いに行ったり、裏山でゼンマイ、ジャクナゲなど山菜を取ったりした記憶がある。長女は日本の居住地で遊んでいる時に貯水タンク(放水火)に落ちて溺死した。尹壽福が拾ったお金（米俵二つ分：160kg相当）で帰郷時の船賃を払った。委員会は、後遺障害(塵肺症)と強制動員との関連性を確認できる<b>客観的な資料がなく判断できない</b>とした。</p> |
|    | <p><b>李吉奉</b></p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>【息子が申告】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 尹壽福など5～6人と一緒に動員された。1941年12月、長男が佐渡郡相川町大字下相川164番地で出生した。上記の住所で他の動員者家族と一緒に暮らしながら労役していたが、病状の悪化により仕事ができなくなった。そのため、解放前に帰還した。                                                                                                                                                                                                 | 隣友保証書には、粉塵で肺の病気になる帰還してから長い闘病生活の末亡くなったとある。申告者への電話調査では、1938年に <b>募集が来て強制動員</b> されたと陳述。期間は1938年7月5日から1944年3月5日まで粉塵で仕事し難くなったので帰還したという。委員会は後遺障害を <b>立証する書類がない</b> ことを確認。                                                                                                                                                                                           |
| 25 | <b>朴炳学</b><br>佐渡鉱山に強制動員され、1944年頃まで労役し、喘息にかかって帰還した。一緒に働いた尹壽福の息子が佐渡鉱山で生活した事実を証言した。                                                                                                                                                                                                                                      | 【子供が申告】1939年に <b>徴用</b> され、1944年に喘息など疾病のため帰還した。定期預金証書（論山金融組合、合計29円4銭）など当時の各種証明書を保管している。申告者との電話調査では、 <b>募集</b> で行ったと陳述。動員地域で同僚30人と一緒に撮った写真があったが見つからなかった。                                                                                                                                                                                                       |
| 26 | <b>梁周錫</b><br>佐渡鉱山に強制動員されて労役し、解放後に帰還した。一緒に働いた尹壽福の息子が佐渡鉱山で生活した事実を証言した。旧正月などの祝祭日には尹壽福の家に挨拶に行くなど、親しく付き合った。塵肺によって苦しみ、1966年1月に死去した。                                                                                                                                                                                        | 【義娘が申告】1940年12月28日に <b>募集係が連れて行った</b> 。1944年3月30日帰還。塵肺症で1954年10月1日死亡。同じ村の同行人が徴用された所で病気になったが、病気の人と一緒に帰ったため帰国が遅くなったと聞いた。委員会は当時の目撃者の陳述から強制動員被害者と認定する。塵肺症と強制動員との関連性を確認できる <b>客観的な資料がなく</b> 判断できないとした。                                                                                                                                                             |
| 27 | <b>林元碩</b><br>佐渡鉱山に動員され労役した。同じ里の梁周錫と同じ場所で働いた。日本人に屈せず、監督と争うこともあったという。                                                                                                                                                                                                                                                  | 【子供が申告】1943年6月頃、自宅で <b>日本軍によって強制動員</b> され佐渡で1年6か月間強制労働。塵肺症の被害を受けた。申告者との電話調査では、 <b>徴用令状</b> が届いたと父親から聞いたと陳述。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 28 | <b>朴在説</b><br>面事務所によって強制動員され、佐渡鉱山で鉱夫として労役した。その後、妻と子も日本に渡った。佐渡郡相川町大字下相川164番地で1942年2月に長男が、1944年7月に次男が出生した。鉱山では爆破作業を担当した。解放を迎えて一緒に帰還したが、塵肺によって苦しみ、1963年1月に死去した。                                                                                                                                                          | 【子供が申告】面事務所で <b>募集</b> して佐渡で約6年間働いて帰還したが、塵肺症で死亡した。父が生前に「合宿所で生活して、報国隊として爆弾を設置して爆破する作業を手伝った」と話したという。除籍簿から息子二人が佐渡で生まれたことが確認できたので、委員会は強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                               |
| 29 | <b>朴在勳</b><br>1940年10月頃、強制動員され、佐渡鉱山で労役した。1943年4月、佐渡郡相川町大字下相川167番地で長男が生まれた。解放を迎えて帰還した。                                                                                                                                                                                                                                 | 【子供が申告】塵肺症になった。隣友保証書には、1940年10月に徴用されて1947年12月に帰還したと記述。当時の名簿から朴在勳の名前は確認できたが、1939年5月から1944年9月までであり、 <b>期間が一致しない</b> 。 <b>客観的な証拠資料はない</b> が、委員会は強制動員被害者に認定した。                                                                                                                                                                                                    |
| 30 | <b>白南亨</b><br>1941年6月20日に強制動員され、佐渡鉱山で鉱夫として働いた。弟の白南貞と一緒に動員され、妻と子6人、弟の家族も佐渡に行った。さらに妻の弟の郭大童も佐渡に動員された。ふたりの娘も一緒に労働した。毎日のつらい労働によって、高熱、頭痛、過労、ひどい咳に苦しめられた。                                                                                                                                                                    | 【子供が申告】 <b>徴用</b> として、 <b>九州にある青森炭鉱（？）</b> に強制動員され採炭夫として仕事をした。生活が困難な状況で長女と次女、父の三人が <b>採炭をしながら</b> 生計を維持した。原子爆弾によって長女の行方が今でも不明である。父が強制徴用されてから、すぐ一緒に生活しろと母と6人兄弟も日本へ強制的に動員されて一緒に生活をするようになった。父は病気で苦勞して1969年4月11日に亡くなった。孫への電話調査では、 <b>動員契機は募集係が日本に行けば暮らしやすいし、仕事をすればお金をたくさんくれると説明を受けたから</b> と陳述。委員会は、当時佐渡で働いていた金という人物が白と同行して行ったと陳述したことと当時の名簿が確認できたことから強制動員被害者と認定する。 |
| 31 | <b>白南貞</b><br>1941年6月20日に強制動員され、佐渡鉱山で鉱夫として働いた。兄の白南亨と一緒に動員され、その後、妻と子、兄の家族も日本に行くことになった。1942年1月、佐渡郡相川町大字下相川197番地で長男が生まれた。1946年に帰還した。その後、肺結核を患い、1957年2月に死亡した。                                                                                                                                                             | 【子供が申告】面事務所から <b>徴用令状</b> が来て、伯父と一緒に佐渡へ渡る。帰還して10年後、肺結核で亡くなる。申告者との電話調査では、父と伯父が家族を呼び寄せたので伯父の家族と一緒に日本へ行った。伯父は家族が多かったためより広い家が与えられた。私の家族にも広い家が与えられた。母親は家事を担当した。自身は日本で学校に通った。みかんを取って食べたこともある。終戦で韓国に帰る際には家の前までバスが迎えにきた。日本人が「さようなら」と手を振って送ってくれた。 <b>親切な日本人たちだったと覚えている</b> 。伯父は日本で日本人女性と付き合うことになり日本で結婚し、子供も産んだ。しかし、おば（日本人女性）が早く亡くなって、次女だけ一人で日本に残ったが後に結婚して韓国に帰った。       |
| 32 | <b>金漢培</b><br>論山郡から白南亨ほか5～6人と一緒に佐渡鉱山に強制動員された。鉱山では坑夫として働き、金を掘る仕事をした。後に神戸に動員された弟と手紙を交換し、解放後に一緒に帰国した。                                                                                                                                                                                                                    | 【弟が申告】1941年3月動員、1945年10月30日頃帰還。日本に強制動員され、トンネル中で数日間作業をしていたが病気になり、終戦後に帰還して治療を受けていたが死亡した。申告者との電話調査では、 <b>募集に行った</b> と陳述。当時の <b>名簿には、1942年12月8日動員、1945年11月20日帰還</b> とある。                                                                                                                                                                                          |
| 33 | <b>郭大童</b><br>1942年頃、崔載弼らと一緒に動員され、佐渡鉱山で鉱石を掘る仕事をした。1946年に帰還したが、強制動員の後遺症によって仕事ができなくなった。酒を飲むと「日本の奴ら、汚い奴ら!」と酔いがさめるまで悪口を言っていた。妻と幼い子どもたちが生活を支えることとなった。子どもたちは学業を諦めざるをえず、つらい時代を送った。                                                                                                                                           | 【子供が申告】被害を受けたのは父だけでなく、火病で喘息を30年以上患い亡くなった母と兄弟たちも被害者である。父は精神的に健康な生活を送ることができず、アルコール中毒による中風になって亡くなった。隣友保証書には、日本で郭大童と会ったことがあるが、彼は <b>徴用</b> で佐渡で働いていた。ある日、郭は <b>韓国へ行くために佐渡を離れた</b> と聞いた。再び日本へ行き、どこで何をしたかは分からないが、終戦後に帰還したと聞いたという。隣友保証者への電話調査では、 <b>募集で行った</b> と陳述。韓国に帰ってきてからは借金の代わりにお米で返済するため家族全員が苦勞したという。                                                          |
| 34 | <b>崔載弼</b><br>佐渡鉱山に強制動員され、金三五將、郭大童と共に働いた。1942年に被害者が佐渡鉱山に來たのを目撃したと白南亨の子が証言している。第3相愛寮に収容された。                                                                                                                                                                                                                            | 【子供が申告】強制募集により佐渡へ行き、帰還後、気管支に異常が生じ、1985年に死亡した。当時の名簿に1942年2月15日に動員され、1946年11月20日に帰還したことが記されていたので、委員会は強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 35 | <b>金三五將</b><br>1940年12月頃に強制動員された。その2か月後に妻と2人の娘を呼び寄せ、一緒に生活した。1941年10月佐渡郡相川町山之神社宅甲33号1舎で長男が生まれた。1945年、解放により帰還した。その後、生活に苦しみ、1950年9月に死亡した。                                                                                                                                                                                | 【子が申告】1940年12月動員、1945年9月帰還。肺病に苦しみ1950年に亡くなる。生活中に交番の <b>巡査が徴用・選抜</b> した。日本に入れば韓国より裕福に生活できると言われた。帰還後に家族の生活が苦しくなり大田に移住した。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 36 | <b>金鍾命</b><br>1941年7月頃に動員され、新潟県の上三佐渡鉱山で強制労働した。当時、募集係は村々を回りながら募集した。幼かったため、よく分からずに志願した。製錬所に行くと聞いていた。里からは1人で行った。論山の旅館の前に16人ほどが集められ、釜山、博多港を経て新潟県に到着した。佐渡鉱山で5～6か月程度働いた。鉱石を割り、金銀を採集する仕事をした。8時に出勤し、6時に退勤した。木造の合宿所で(同郷の)16人が一緒に生活した。扶余出身の人が革のベルトに挟まって死亡する事故を目撃し、その後、3人で新潟港まで逃亡した。叔父が住んでいる京都に向かい、京都の工場 で7か月間勤務した。1944年9月に帰国した。 | 【子供が申告】過去に補償を受けた経歴なし。1941年7月頃、日本に <b>強制連行された</b> 。募集する人が町内ごとに通いながら <b>募集した</b> 。よく分かっていない状態で <b>志願した</b> 。動員者は韓国人と推定され、告知された内容は製錬所勤務と言われた。佐渡では8時出勤、6時退勤。あとは自由時間。 <b>帰還後の健康状態は良好な方だった</b> 。国家記録院に当時の名簿が保管されていることから、特別法第17条に基づき日帝強占下強制動員による被害事実が認めらると委員会が決定する。                                                                                                  |
|    | <b>朴昌淳</b><br>1942年頃、大田の警察官が日本人と来て、連行された。佐渡鉱山のコミカル                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | ボールという機械(粉碎機)のある職場に配属された。1945年3月、相川で徴兵され、龍山の第19師団から関東軍222部隊へと配属され、奉天で解放を迎えて、帰ってきた。                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 38 | <b>金哲洙</b><br>強制動員され、佐渡鉱山で労役した。「昭和15年10月20日 佐渡鉱山産金報国勇士78 記念写真」というメモが裏に書かれた写真が残っている。解放を迎え、1945年9月に帰還した。                                                                                                                                                                                                                                        | 【子供が申告】1940年に <b>徴用</b> される。<br>当時の名簿には、1944年5月9日徴用、1945年9月20日退所の記載がある。<br>「1940年10月20日 佐渡鉱山 産金報国勇士 78 記念写真」から1940年10月20日から1945年頃まで佐渡で働いていたと委員会は判断する。                                                                                                                                                                                                                     |
| 39 | <b>呉惠根</b><br>募集係によって動員された。論山市の某旅館で1泊した後、汽車で釜山に到着した。さらに1泊し、連絡船に乗って下関に到着、車と船に乗って新潟県佐渡に到着した。大勢と一緒にいったが、坑の数が多く同じ村の人たちがどの坑で働いているのか分からなかった。月給はわずかで、別に積み立てておくと言われたが、帰還の際には何も貰っていない。解放前の1945年1月に帰還した。                                                                                                                                                | 【妻が申告】1943年3月20日頃に <b>徴用</b> された。自分は終戦前に帰還して子供を産んだ。当時の同行者への調査では、村で初となる <b>募集</b> で大勢の人たちと一緒にいったと陳述。呉惠根の隣に住んでいたという者は <b>募集</b> で行ったと回答。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 40 | <b>南泰祐</b><br>同じ里の李三福など5人と共に佐渡鉱山に動員され、第1相愛寮に収容された。帰還後、後遺症(咳)のため農作業もできず、苦労した末に死亡した。                                                                                                                                                                                                                                                            | 【甥が申告】徴集命令によって1937年5月に <b>徴用</b> され、病のため1941年10月に帰還する。当時の目撃者は <b>募集</b> だったと陳述。<br>動員期間中にはお金が送られていた。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 41 | <b>李三福</b><br>同じ里の南泰祐等5人と共に佐渡鉱山に動員されて労役し、帰還した。第3相愛寮に収容された。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 【子供が申告】 <b>徴用命令</b> で1935年4月に日本へ行った。<br>同行者の息子と当時の様子を目撃した者は <b>募集で行った</b> と陳述。<br>当時の名簿に1941年6月20日に動員され1944年10月20日に帰還したとの記録があるので、委員会は強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                        |
| 42 | <b>関泳爽</b><br>面事務所によって募集され、佐渡鉱山に強制動員された。釜山を経て佐渡鉱山に到着し、金鉱で働いた。宿舎は山の下にあり、畳の部屋だった。家族持ちは下の方に、独身の者は上の方の高い地帯の宿舎で暮らした。宿舎から金鉱は離れていて、鉄の橋を渡らなければならなかった。山の頂上の部分が半分に割れていた。昼夜、交替で働いた。1942年10月、佐渡郡相川町大字下相川201番地で三男が生まれた。解放を迎えて釜山に帰還した。                                                                                                                      | 【子供が申告】1940年3月に強制動員される。<br>関泳爽の甥への電話調査によると、 <b>強制徴用され報国隊</b> へ連れていかれたとの話を両親と村人から聞いたと陳述。ほどなくして、関の家族も日本へ渡った。関は日本から小さい箱に <b>みかんを入れて小包で送ってきた。手紙も頻繁に届いた</b> 。<br>申告者は、父は面事務所 <b>に募集されて強制徴用</b> されたと聞いたと陳述。同行者の李が <b>頻繁に家に遊びに来て、村人たちと話しているのを見た</b> 。                                                                                                                            |
| 43 | <b>金培山</b><br>佐渡鉱山に動員され、削岩夫として働き、のちには石を載せた電車を運転した。1944年、白南亨の娘と結婚した。解放後、帰国当時、病気だった義母を連れて下関まで行ったが、病人は乗せてもらえず、ふたりで先に帰還した。                                                                                                                                                                                                                        | 【子供が申告】1942年2月10日に <b>徴用</b> で佐渡へ。動員期間は当時の名簿を見て申告書を記載した。金培山の妻は電話調査にて、夫は早くに母親を失くして兄嫁の下で暮らしていたが <b>出稼ぎに日本に行った</b> と聞いたと陳述。本人は夫と日本で結婚してからは働かなかった。夫が働いて米を買ってきた。たまに故郷にお金を送り、義父母はそのお金で <b>田んぼ4マジギ(2644.6㎡)を買った</b> という。金培山の義弟への電話調査では、当時日本に住んでいた朝鮮人の中で幼い者は <b>学校へ通わせてくれた</b> ため、本人は学校に通ったと陳述。                                                                                   |
| 44 | <b>尹翼星</b><br>1940年に動員された。労役中の事故で、1942年4月15日の午後3時に佐渡郡相川町大字広間町7番地の佐渡鉱業所の医院で死亡した。家族の証言では一緒に動員された朝鮮人と日本人が遺骨を持ってきたという。                                                                                                                                                                                                                            | 【孫が申告】1975年に30万ウォンの補償を受け取った。動員時期は分らないが、 <b>徴用</b> されたと聞いた。<br>委員会は除籍謄本の人的事項が一致したので強制動員被害者と認定し、申告者を遺族に決定する。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 45 | <b>趙漢九</b><br>扶余郡から約30名と一緒に動員された。汽車と船で日本に渡り、佐渡の金鉱に配置され、すぐに働いた。作業の途中で天井から岩が崩れ、死者や負傷者が多くでた。1943年5月、宮城県の上三谷鉱業細倉鉱業所に動員され、労役したが、1944年1月30日、鉱山から脱出した。同年5月、故郷に帰った。細倉鉱山の名簿に名前・住所・逃走の記事がある。                                                                                                                                                            | 【本人が申告】1939年3月10日に面事務所から <b>徴用</b> の通知を受け、軍隊よりは労役が命の危険が少ないと思って徴用に応じることにした。 <b>当時、村の若い男女は徴兵もしくは徴用でほとんど連れて行かれた</b> 。家に来て脅したので家族が不安を感じた。自分が犠牲になれば家族みんな案に暮らせると思って徴用に応じた。佐渡では仕事中、 <b>天井の岩が崩れ落ちて、1日に数人死ぬ</b> など怪我する人が多くて、これ以上ここにいたら命が危ないと思って1944年5月3日夜明けに金鉱から脱出し連絡船に乗って帰郷した。<br>委員会が調査した結果、趙漢九は細倉鉱業所で1943年5月22日から1944年1月30日まで働いて逃亡していたことが判明した。最終的に、佐渡鉱業所と細倉鉱業所に強制動員された被害者と認定する。 |
| 46 | <b>黄暢錫</b><br>1940年頃に強制動員され、佐渡の金鉱山の鉱夫として強制労役した。当時、面ごとに1人ずつ割り当てられたが、募集に応じる者がいなかったため、面長に選ばれて送られたという。その1年後、妻と息子も日本に渡った。1942年9月に四男が佐渡郡相川町大字下相川第196番地で、五男が佐渡郡相川町大字下相川176番地で生まれた。1945年の解放により、帰国した。強制労役の採掘作業によって塵肺症に罹り、早くに死亡した。                                                                                                                      | 【子供が申告】塵肺症を患い、帰国してから9年後に死亡。<br>隣友保証書には、日本行き希望者がいなかったため <b>村長が自分の息子である黄暢錫を送った</b> という。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 47 | <b>尹在玉</b><br>1941年、長兄の代わりに強制動員され、佐渡鉱山で鉱夫として労役した。妻も日本に渡った。1943年11月、佐渡郡相川町大字下相川165番地で長女が生まれた。同じ面から動員された11人と一緒に撮った写真も残っている。解放を迎え、家族と共に帰国したが、肺が悪く、職業を持つことができないまま、1967年1月に死亡した。                                                                                                                                                                   | 【子供が申告】 <b>強制徴用</b> されたとして、当時の写真を提出する。職場の同僚たちと団体で撮影した写真で「ホンサン一同記念バンド(佐渡の誤り:李宇衍)」と記載されている。<br>委員会は写真撮影場所が佐渡鉱業所と推定する。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 48 | <b>朴吉童</b><br>1941年7月19日午前11時、佐渡鉱業所大立坑1番坑36号中段で死亡した。鉱山での落盤事故によるものであり、日本人が遺骨を持ってきた。遺族は、この時の補償金で生計を維持したという。「殉職産業人名簿」に死亡記事がある。                                                                                                                                                                                                                   | 【義娘が申告】1938年頃、 <b>徴用</b> で佐渡へ。当時日本人が遺骨を持ってきた <b>1マジギ(約661㎡)の畑を買うお金をくれた</b> ので、夫人の日雇い仕事とその畑に頼って生計を維持した。遺骨申告時、政府から朴の息子へ30万ウォンの補償あり。<br>委員会は除籍謄本の人的事項が一致したことで強制動員被害者に認定するが、申告者を遺族とは認めなかった。                                                                                                                                                                                   |
| 49 | <b>李相連</b><br>同じ里の3人が一緒に面事務所による身分調査を受けた。1941年10月頃、扶余郡庁に集められ、大田、釜山を経て佐渡鉱山に強制動員された。勤務条件は知らされず、日本に行くという話だけ聞かされた。佐渡鉱山では、岩に穴を開けたり、砕かれた岩を運搬したり、木で柱を立てる仕事など、朝7時から夕方6時までおこなった。坑道の中に水が多いのでくみ出した。約20人が1組になって労役した。1日に2回点呼するなど、日本人が常に監督し、怠けると蹴った。同僚とは問題なく過ごし、誰かを仲間はずれにしたり、殴ったりはしなかった。数か月間は、受け取った給料を家に送ったりもしたが、後には、生活費が足りなくなり、使ってしまった。解放を迎え、1945年11月に帰還した。 | 【本人が申告】同じ村から3人で一緒に行き、面事務所でも身分調査された後、200人余りが扶余郡庁に集結して日本へ行った。休日もなく日本人の4分の1の賃金(一日90銭程度)を受け取り大工補助として働いた。数か月間は度々家に送ったりもしたが、後には生活費が増え、全部消費する。後遺症はなく、健康状態は良好。                                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50 | <p><b>沈誠澤</b><br/>         労務係に通知書を渡されて強制動員され、佐渡鉱山で労役した。佐渡郡相川町大字下相川165番地で1943年3月と1945年3月に子が2人出生した。また1943年3月に先に帰還した安昌先が相川町山之神社宅の沈誠澤宛に葉書を送っている。解放を迎え、家族と共に故郷に帰還した。</p>                                                                                              | <p>【子供が申告】1937年頃に<b>強制徴用</b>された。<br/>         同じ村の者への電話調査では、<b>募集通知書</b>を受けて本人の意思関係なく<b>強制連行</b>されたと陳述。委員会の意見書では、佐渡で二人の子供が生まれたことは確認できるが、1937年では動員時期ではないので被害事実を判断し難いとしていた。しかし、最終的に動員時期を1941年以後とし、強制動員被害者に認定した。</p>                                                                                                                                                                        |
| 51 | <p><b>李燭</b><br/>         1940年10月頃、新潟県佐渡島の三菱鉱業佐渡鉱山に動員された。選鉱場に配置され、鉱石を砕く仕事をさせられた。選鉱場で一緒に働いていた叔父の李秉箕が1942年4月17日、機械事故で死亡したため、遺骨を持って帰国した。</p>                                                                                                                        | <p>【孫が申告】徴用で行った。<br/>         申告者との電話調査では、<b>募集によって強制動員</b>されたと陳述。<br/>         別の者との電話調査では、帰還した後、青陽の鉱山で働いた。塵肺症で苦しみ若い歳で死亡した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 52 | <p><b>李秉箕</b><br/>         三菱佐渡鉱業所に動員された。選鉱場に配置され、鉱石を砕く作業に従事した。1942年4月17日、作業中、機械による事故で死亡した。同じ作業場で労役していた甥の李燭が遺骨を持って帰還した。「殉職産業人名簿」に死亡記事がある。</p>                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 53 | <p><b>李昌洙</b><br/>         強制動員され、佐渡鉱山で労役した。1945年3月2日午後9時、佐渡郡相川町大字下相川鉱山社宅196番地で死亡した。</p>                                                                                                                                                                          | <p>【子供が申告】1974年強制徴用死亡者の被害補償により30万ウォンを貰った。<br/>         申告者との電話調査では、面で<b>募集して強制徴用</b>されたと陳述。<br/>         遺骨奉還に関して電話調査した所、遺骨は奉還されたことを確認した。特別法第17条によって強制動員被害者と認定し、申告者を遺族と決定する。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 54 | <p><b>禹鍾河</b><br/>         佐渡鉱山に動員され、強制労働させられた。妻と子3人も佐渡へ渡った。2交替で勤務した。鉱山での労務によって塵肺となり、肺結核、咯血、呼吸困難など、深刻な後遺症が残った。</p>                                                                                                                                                | <p>【子供が申告】1938年4月13日に強制動員され、佐渡で労働と殴打などによる呼吸困難及び内卒中など深刻な後遺症で1969年死亡した。<br/>         申告者との電話調査では、<b>徴用の時に報国隊で選抜された</b>と陳述。家族も動員地に行きたかったもので佐渡へ移動した。<b>味噌など生活に必要なものは鉱山側が配給してくれた</b>。<br/>         被害申告一般調査報告では、<b>家族の生活が苦しくなって父が日本へ渡った</b>と陳述。母は佐渡で商売をして稼いだと説明。<br/>         委員会は鉱山労務により肺結核及び内卒中を患ったという<b>立証資料はない</b>と判断する。</p>                                                              |
| 55 | <p><b>李萬秀</b><br/>         1941年頃、強制動員され、佐渡島にある金鉱で強制労役した。妻も佐渡に渡った。1942年に長男が佐渡郡相川町大字下相川115番地で生まれた。1945年に解放となり、1946年1月頃に帰還した。</p>                                                                                                                                   | <p>【子供が申告】<b>徴用</b>で行った。帰還後に肋膜炎となり、1986年3月に亡くなった。<br/>         除籍謄本と当時の名簿から1941年6月から1946年5月まで労働していたことが確認できるので、委員会は強制動員被害者と認定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 56 | <p><b>金殷倍</b><br/>         1941年、結婚を控えていた時に突然、強制動員された。佐渡鉱山で削岩機の仕事を担当した。第1相愛寮に収容された。空腹が最も苦痛だった。解放を迎え、冬に帰国し、翌年結婚したが、肺が悪くひどい咳が出るなど、生涯苦勞した。</p>                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 57 | <p><b>安昌先</b><br/>         佐渡鉱山に強制動員された。三菱佐渡鉱業所の勤使預金通帳には、1941年7月8日から1942年7月8日までの預金の内訳が記録されている。1942年5月、相川町大字諏訪町第3相愛寮の安昌先宛に送られたはがきが残っている。また、1943年3月12日、新潟県佐渡郡相川町山之神社宅の沈誠澤(青松誠澤)宛に送られたはがきも残っている。佐渡を発ち、大阪、下関を経て麗水に無事到着したことを知らせる内容であり、安昌先の帰還時期が分かる。</p>                | <p>【子供が申告】鉱夫として強制労働し塵肺症で苦しみ、帰国後も後遺症で苦しんで1969年に亡くなった。<br/>         勤使預金通帳には1941年7月8日から1943年6月15日までの記載があり、「<b>利子</b>」と「<b>記念金</b>」が<b>振り込まれていた</b>。残高の最終金額は4円59銭。<br/>         申告者は電話調査にて父親は<b>北海道に動員された</b>と陳述する。<br/>         戦後、安昌先から佐渡で働いたという話を聞いた記憶があるという隣友保証人の電話陳述を基にして、委員会は強制動員被害者と認定する。</p>                                                                                        |
| 58 | <p><b>金永璣</b><br/>         国民労務手帳によれば、1941年6月から1943年4月まで三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所で支柱夫として強制労働させられた。1943年4月27日、兵庫県の子供の三菱鉱業明延鉱山に移動し、支柱夫、採鉱夫として働いた。切羽で爆破作業をしていた時、両足と大腿部にひどい怪我を負った。入院治療を受けた後、1944年1月に帰国した。手術中に神経を損傷し、足が震えるようになり、鼓膜破裂で聴力を失うなど、労働ができなくなった。農作業もできないほどの深刻な後遺症が残った。</p> | <p>【子供が申告】<b>徴用</b>で連れて行かれ、日本の<b>北海道某鉱山</b>で朝鮮人労働者同士が空腹と病気に苦しむひどい合宿所生活を送りながら数百メートルもの洞窟で爆破作業を続けている途中、全身に鉱石の破片が飛び重傷を負った。1981年11月20日死亡するまで負傷後遺症に苦しむ一生を送った。<br/>         隣友保証書でも<b>徴用</b>で北海道に行ったと記述あり。<br/>         労務手帳に金永璣の事項が確認され、1941年2月1日から1943年9月30日まで三菱鉱山、〇〇鉱山(鉱山名不明)で鉱山支柱夫として労役をし、賃金(2円70銭)の内容が確認された。後遺障害(鼓膜破裂床、下半身破片床、神経損傷)を申告したが、強制動員と因果関係を立証する<b>客観的資料がなく</b>判断しにくいと委員会は述べる。</p> |
| 59 | <p><b>李廣求</b><br/>         面事務所によって強制動員され、佐渡鉱山で鉱石を掘る仕事をした。その後、妻も日本に渡った。1942年10月、佐渡郡相川町大字下相川197番地で長男が出生した。解放を迎え、一緒に帰還した。</p>                                                                                                                                       | <p>【子供が申告】1934年3月5日に強制動員され神奈川県の子供の金鉱で働き、1945年9月10日に帰還。1960年6月27日に亡くなる。<br/>         申告者との電話調査では、面事務所から<b>徴用令状</b>を受け取り1939年から1945年9月まで新潟県で労働したと陳述。飢えと殴打を受けながら生活。炭鉱での労務生活で塵肺症を患った。故郷にいる妻に手紙で連絡して妻も新潟県と一緒に生活したという。</p>                                                                                                                                                                     |
| 60 | <p><b>羅龍綺</b><br/>         佐渡鉱山に労働者として配置され、3年間勤務したが、故郷に残してきた子どもたちが恋しくて逃走した。一か月かけて帰還した。塵肺により苦勞した。</p>                                                                                                                                                              | <p>【子供が申告】死亡前、一年ほど灰のようなものが混ざった痰を吐いた。<br/>         申告者は電話調査で、募集で動員されたが時期は覚えていないが終戦前に帰還したと陳述。羅龍綺の従兄が労働組合委員長を務めたという。月給は従兄と同じ通帳に貯蓄していた。帰還した時に<b>通帳を失くした</b>と悔しがっていた。<b>逃亡時に220ウォン程度持っていた</b>という。<br/>         委員会は塵肺症を立証する<b>資料はない</b>と判断する。</p>                                                                                                                                             |
| 61 | <p><b>朴炳淳</b><br/>         1941年頃、燕枝郡から40人余りが一緒に釜山を経て、佐渡鉱山に動員された。到着後3週間、制式訓練、銃剣術などの訓練を受けた。採掘夫として配置され、交替で働いた。食事は芋の麺を食べ、タバコを買って吸った。酒は1か月に3〜4回提供された。宿舎は畳の部屋で、シラミとノミが多かった。1日1円50銭を受け取った。月に2〜3人、逃亡者がいた。3年6月の間、勤務した。父親に結婚を理由に早く帰国させてほしいという電報を送ってもらい、1945年5月に帰還した。</p>   | <p>【子供が申告】1942年4月頃に強制徴用され、佐渡で3年6か月の生活で関節炎、皮膚病、給与不足などの被害を受けた。朴炳淳の父親から電報をもらって帰還。<br/>         2005年11月12日の陳述調査では、<b>給与は3円20銭で実家にも送金した</b>という。タバコは自腹で、酒は月に3-4回提供された。月に2、3人くらい逃亡したという。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 62 | <p><b>李忠憲</b><br/>         1941年6月、真夜中に強制動員され、6月22日から佐渡鉱山で2年以上労役した。第1相愛寮に収容された。1943年1月10日には佐渡鉱業所から「表彰状」と「金一封」を受け取った。1943年4月11日には下相川の千量敷にかかる橋の前で隣村の出身者たちと集合写真を撮った。</p>                                                                                             | <p>【本人が申告】過去に補償を受けた経歴なし。真夜中に連れて行かれ、日本の炭鉱で労働者として勤務。表彰状と写真写本があるが、被害申告事実確認書の<b>被害内容を客観的に立証することはできない</b>。<br/>         日帝強占下強制動員被害真相究明に関する特別法第22条第1号の所定の時期に日帝によって強制動員された事実が認めらる。</p>                                                                                                                                                                                                         |
|    | <p><b>黄聖徳</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>【子供が申告】1941年から1945年まで日本で場所は不明だが労働者として炭鉱で強制労役をしたが賃金は一銭も貰えず帰国した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 63 | <p>1941年、面書記によって強制動員され、佐渡鉱山で労役した。郵便貯金通帳には住所が「新潟県佐渡郡相川町山之神第69号4舎内」と記されている。契約期間が満了しても辞めることができず、解放後に釜山に帰還した。</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>1942年6月15日から1944年12月12日までの郵便貯金通帳が残っており、「<b>収入高</b>」合計<b>460円余り</b>、「<b>払出高</b>」合計<b>400円</b>が記載されている。</p> <p>隣友保証人への電話調査では、当時は面書記が募集係をしており、<b>強制的に募集</b>されていたと陳述。</p>                                                                                              |
| 64 | <p><b>崔鍾甲</b></p> <p>1941年頃、22歳になった年に動員された。動員先は知らされなかった。佐渡鉱山では坑内で支柱を設置した。1週間、3交替で働き、食事は飯場でとり、働いている時は弁当を食べた。出勤をチェックする木札の名札があった。労働の俸給代としてわずかな手当を受けとり、食べて寝だけの生活だった。約3年8か月間の労役で腰と足を負傷し、労働困難な状態になった。ちょうど結婚を控えていたため、責任者の許しを得て帰還した。</p>                                                                                                      | <p>【本人が申告】1942年4月10日、農業をやっていた時に強制動員された。腰と足を<b>怪我して労働が難しい状態になったため、責任者の許可を得て帰還</b>。</p> <p>申告者への陳述聴取報告書では、<b>徴用令状</b>が届いて集められ、日本人が来て招集してつれていったという。契約期間を強制的に2年間延長された。結婚のための証明書(面長のハンコをもらったもの)をもらって帰還することになった。飯は困らなかった。</p> <p>息切れと腰痛を後遺障害に挙げたが、委員会は<b>証拠資料なし</b>と判断。</p> |
| 65 | <p><b>李鳳錫</b></p> <p>1940年頃に強制動員され佐渡鉱山で労役した。妻も佐渡に渡り、1942年6月に長女を佐渡郡高千村大字北立島1226番地で出産した(高千支山)。故郷に何度か手紙を送っていたため、動員地が佐渡鉱業所であることを家族も知っていた。解放された翌年、帰還の途中で船が故障し、数日間漂流した。故郷には服を数着だけ持った状態で帰還した。塵肺症で30年余り、苦しんだ。</p>                                                                                                                             | <p>【子供が申告】李鳳錫の妻も1940年1月に夫と労働者たちの食事提供のために強制労役された。聴取報告書には<b>募集</b>で佐渡に行ったという。日本への移動中には弁当が提供され、酔い止め薬も提供された。佐渡で<b>暴行は無かった</b>。帰還後の経済状況は困窮したが、<b>健康状態は良好だった</b>。</p> <p>委員会は強制動員被害者の<b>客観的証拠は確認できない</b>としながらも、生存者として強制動員場所、移動経路、任務などに陳述内容が具体的に信憑性があり、被害者だと判断する。</p>        |
| 66 | <p><b>鄭憲相</b></p> <p>佐渡鉱山に動員された後、妻と長男を日本に呼び、一緒に暮らした。佐渡郡相川町大字下相川164番地で1942年に長女が、1945年には次男が生まれたが、長女は1943年に死亡した。解放を迎えて帰還したが、塵肺症に苦しみ、1962年10月に死亡した。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>【子供が申告】1939年に<b>強制徴用</b>された。鉱山で得た肺病(塵肺症)で1962年10月に亡くなった。委員会は子供の出生記録に基づき、動員地を佐渡と推定し、強制動員被害者と認定する。</p>                                                                                                                                                               |
| 67 | <p><b>盧秉九</b></p> <p>1941年、役場から佐渡鉱山に行くように命じられ、青陽から釜山を経て動員された。当初、金剛塾に入れられ、毎日朝晩、皇民化教育と技術訓練をうけた。寮長が教育を担当し、言うことを聞かないと「気合いを入れる」と言われ、殴られた。職場は削岩だった。坑内墜落事故、昇降機事故、漏電事故、発破事故で死亡した人がいた。第3相愛寮に収容された。解放によって帰還した。後遺症で肺が悪く、咳がひどい。青陽から共に動員された李炳俊は坑内の事故で死亡した。</p>                                                                                     | <p>【本人が申告】被害申告書では1942年9月に動員された。日本人によって強制動員され、鉱山で三菱株式会社から過酷な労働を強いられた。</p> <p>電話調査で盧の息子から、父である盧秉九は佐渡で働いていたとき、外出は時々許可されたが月給はもらえなかったと話した。また、父は徴用により肺がよくなないと陳述する。</p> <p>委員会は肺炎患と強制動員との因果関係を立証できる<b>客観的資料がなく</b>、後遺障害と判断しにくいと決定するも、強制動員被害者に認定した。</p>                       |
| 68 | <p><b>李相鎬</b></p> <p>1941年に佐渡に動員され、第1相愛寮に収容、鉱石の運搬をさせられた。花札を見ていたら、第1寮長に暴行され、さらに寮長室に呼び出されて、リンチされそうになった。それに対し同胞が一斉に立ち上がり、警察の弾圧を受けた。鉱山から逃げたが、逃げ切れなかった。鉱山側は地元の人に「半島さんが来た」と通報すると報奨金を出した。帰国後、咳・痰に苦しめられた。</p>                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 69 | <p><b>俞盛鉉</b></p> <p>畑仕事をしていたところ、巡査が来て、そのまま強制動員され、佐渡鉱山で労役することになった。妻の証言では、鉱山での作業中、墜落事故で死亡したという電報が来た。火葬された遺骨を朝鮮人1人と日本人1人が持ってきた。除籍簿には、1943年8月13日の午前9時25分、佐渡郡相川町大字広間町佐渡鉱業所病院で死亡したと記録されている。</p>                                                                                                                                            | <p>【妻が申請】畑仕事をしていたら突然<b>日本巡査2人と朝鮮人1人</b>が来て服を着たまま連れて行かれた。日本の巡査は長い刀を持っていて、怖くて何も聞けずに連れて行かれるのを見ていた。当時の名簿や除籍謄本に名前があることを委員会が確認済。炭鉱内で作業中に墜落してその場で死亡したという。</p>                                                                                                                |
| 70 | <p><b>崔鍾義</b></p> <p>1942年1月6日午前7時、佐渡郡相川町大字諏訪町43番地で死亡した。遺骨だけ戻ってきたと家族が証言した。「殉職産業人名簿」に死亡の記事がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>【甥が申告】徴用者(労働者)として連れて行かれた。</p> <p>委員会は申告者である甥と通話したが、<b>動員地や動員時期については知らない</b>と回答された。殉職者名簿を根拠として、崔は不祥事から新潟県佐渡の不詳地で労働者の生活を強要されて死亡した事実が確認されたため強制動員による犠牲者であると委員会は決定する。</p>                                                                                               |
| 71 | <p><b>崔炳洋</b></p> <p>1942年3月頃に動員され佐渡鉱山で労役した。1944年7月2日午前10時、佐渡郡相川町三菱佐渡鉱業所採鉱通洞坑内で死亡した。遺骨は家族に奉還されて葬儀を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                            | <p>【甥が申告】1942年3月5日に<b>日本人警察によって強制動員</b>。</p> <p>電話調査では、<b>募集</b>で15人くらいが日本へ行ったと陳述。</p>                                                                                                                                                                                |
| 72 | <p><b>尹鍾洸</b></p> <p>1941年、家に親、新婚の妻を残して動員された。青陽郡庁に集められ、汽車で釜山に行き、連絡船に乗せられて下関へ行った。そこから陸路で新潟へ、再び船に乗せられて佐渡に行った。最初は金剛塾で軍隊式の訓練を受け、その後、寮に入れられた。仕事は削岩した岩を集める、トロロで運搬するというものだった。ひどい埃の中で作業させられ、若いころは身体が丈夫だったが、年を取るに従い、咳や痰が多くなった。当時は米がなくてソバが出たが、口に合わず、空腹だった。最初2年という約束だったが、何の説明もなく契約が更新された。休みをとることも自由ではなかった。1945年には第1相愛寮に収容された。解放後、釜山港を経て帰還した。</p> | <p>【本人が申告】1942年2月に<b>強制徴用</b>され佐渡へ。</p> <p>隣友保証書にも1942年に強制動員されたとある。</p> <p>本人への電話調査では、<b>寝ていた時に入営しろと面書記が連れて行った</b>と陳述。食事はジャガイモが入っているご飯だったが、お腹いっぱいには食べさせてくれなかった。</p>                                                                                                   |
| 73 | <p><b>金珠煥</b></p> <p>1941年頃、同じ里の5名と一緒に動員され、佐渡鉱山で雑役夫として働いた。1941年12月 20日午前7時、佐渡郡相川町大字諏訪町47番地にて死亡した。坑内で滑落して頭蓋骨が粉砕したという記録がある(特高月報)。「殉職産業人名簿」にも死亡の記事がある。火葬して故国の地に弔った。</p>                                                                                                                                                                  | <p>【子供が申告】過去に補償金を申請したが受領拒否された。野原で仕事をしていた時、<b>労務担当職員につかまって強制動員</b>された。佐渡で病気になったが治療もともに受けられなかった。</p> <p>申告内容は事実であると保証する隣友保証書あり。</p> <p>委員会は金珠煥を強制動員被害者と認定し、申告者を遺族であると決定する。</p>                                                                                          |
| 74 | <p><b>姜喜泰</b></p> <p>1942年頃、強制動員され、佐渡鉱山で労役した。動員当時、2年契約だったが、約束は守られず、強制的に2年延長された。第3相愛寮に収容され、青陽郡から一緒に動員された盧秉九と共に生活した。1944年3月頃、坑内作業をしていたところ、落盤事故に遭い、数か月間治療を受けた後、作業場に復帰した。解放を迎え、1945年11月に帰還した。</p>                                                                                                                                         | <p>【子供が申告】落石事故が発生し腰、肩に怪我を負い、5か月間病院で治療を受けた。帰還から3年後に塵肺症と負傷の後遺症で腰痛、肩の神経痛が発病。数年間苦労の末亡くなった。</p> <p>申告者との電話調査では、<b>募集による強制徴用</b>であると陳述。</p> <p>委員会は、後遺障害(腰及び肩負傷、塵肺症)が強制動員によるものと立証するには、提出された資料(陳述書、参考人陳述)だけでは<b>認めることができない</b>ので判断を保留する。</p>                                 |
|    | <p><b>李起相</b></p> <p>1942年3月頃、募集によって日本に動員された。3月17日から佐渡鉱山の所属</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>【子供が申告】徴用で佐渡へ。ダイナマイト爆破作業中に全身に石の破片が刺さる負傷と両眼の負傷で失明したため李起相の弟が日本へ行って失明した兄を連れて韓国に帰ってきた。<b>失明で鉱業所から日本円で200万円をもらったと聞いている</b>。戦後に韓国や日本政府から補償を受けたと述べた。</p>                                                                                                                  |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 75 | となり、採鉱夫として労役した。坑内で鉱石の運搬作業をしていたが、1942年5月からは削岩機での採掘をした。1944年3月30日付で解雇され、帰ってきた。遺族と知人らは、李起相が鉱山で爆破作業中に破片粉によって負傷し、両目を失明したために解雇され、家族が日本に行って連れ帰ったと証言した。                                                                                                                                                                                                            | 【本人が申告】 <b>強制動員</b> と聞いている。戦後に韓国、日本政府が賠償を支払ったことはない。<br>委員会は、後遺障害(両眼失明)を主張するが提出した資料(陳述書、隣友保証人陳述、参考人陳述)だけでは <b>強制動員による障害と認めるのは難しい</b> ので判断を保留する。申告者に負傷障害慰労金申請手続きを案内して支援申請時に最終的な判断をするのが望ましいと結論する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 76 | <b>趙載勝</b><br>郵便貯金通帳には、1942年5月21日から1943年11月5日までの納付記録があり、住所は佐渡郡相川諏訪町第3相愛寮となっている。三菱佐渡鉱業所の勤俵預金通帳には、1943年6月から1945年10月17日まで、残高602円32銭と記載されている。1945年には第1相愛寮に収容された。                                                                                                                                                                                               | 【子供が申告】 <b>徴用</b> で行くことになり、2回行ったという。金鉱で働いたという話を聞いた。 <b>具体的に知っていることはない。</b><br>保管していた郵便貯金通帳には1942年5月21日から翌年11月5日までに <b>合計254円を引き出したこと</b> が記されている。勤俵預金通帳では <b>終戦後に全額を引き出して通帳残高がゼロ</b> になっている。写真および勤俵預金通帳および貯金通帳の信憑性が高いと委員会が判断し、特別法第2条第1号の所定の時期に強制動員された被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 77 | <b>金寿業</b><br>三菱佐渡鉱山に強制動員され、2年5か月間、地下で採石作業をした。解放後に帰還したが、塵肺症になり、生涯苦しんだ。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 【子供が申告】1943年5月8日に <b>徴用</b> される。塵肺症で苦しみ、60才で亡くなる。<br>委員会は当時の名簿から本人と一致しているので、強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 78 | <b>金鍾讃</b><br>1941年、日本に強制動員され、佐渡鉱山で鉱夫として労役した。あまりの空腹で、死んだ馬がいるのを発見して足を切って茹でて食べた。解放になり、釜山港に帰還した。金萬壽、徐丙寅と一緒に動員され、帰還後も交友した。                                                                                                                                                                                                                                     | 【子供が申告】父は <b>強制徴用</b> による後遺症で生活していたが、82年5月頃忠北道立病院で <b>内科手術後の後遺症</b> で苦勞し、1995年10月1日に亡くなった。<br>佐渡では腹がすいて死んだ馬がいるのを発見して馬の足を切って茹でて食べたという話を聞いたことがあると陳述する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 79 | <b>金萬壽</b><br>1941年、村の区長から通知を受けて強制動員され、佐渡鉱山で労役した。徐丙寅、金鍾讃も一緒だった。食事の量が足りず、いつも空腹だった。過酷な労働で体のあちこちを負傷した。帰国後も、体力のいる仕事はできず、ほとんど寝たきりで生活し、死亡したという。                                                                                                                                                                                                                  | 【子供が申告】 <b>強制徴用</b> だった。帰還後は寝たきりとなり、後遺症として胸膜炎と重症の腰痛で苦しんだ。<br>金の従姉妹は <b>北海道の炭鉱</b> だと主張したが、委員会は申告者の陳述が信憑性があると判断し、佐渡へ動員されたと認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 80 | <b>徐丙寅</b><br>1941年、日本に強制動員され、佐渡鉱山で4年間、苦勞した。あまりにも腹が減り、死んだ馬の足を切って茹でて食べた。1945年8月、解放になり、帰還した。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【子供が申告】 <b>強制徴用</b> により佐渡へ行った。<br>徐丙寅の隣人は <b>村長が動員した</b> と説明する。終戦後に帰還した徐たちから馬の足を切って茹でて食べたという話を聞いたことがあると陳述した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 81 | <b>金洙亨</b><br>家族が多い家から徴用に行かなければならないと、面書記と報国隊の担当者が令状を差し出し、動員されることになった。上の兄が先に徴用に行った後、自分が行くことになり、下の兄も徴用された。面を出発し、清州で日本人に引き渡された。明け方に汽車に乗って釜山に移動し、下関を経て佐渡鉱山に到着した。鉱山では採掘作業に従事させられた。坑内で爆薬を入れ、穴を開け、鉱石を掘った。その後、手押し車に載せて運ぶ作業をした。労役中、指を負傷し、入院したこともある。その後、坑外で山の斜面に鉱石を落とす仕事をした。学校のような木造の建物に複数の部屋がある宿舍で、一つの部屋に50人ずつ暮らし、食事は食堂でした。坑内事故で死亡した人もいた。後遺症で消化器官が悪い。肉体的、精神的苦痛を受けた。 | 【息子が申告】動員1940年5月2日、帰還1945年10月27日。村役場から人が町に来て若い人たちを集めて強制的に送り出した。<br>五兄弟の中で三男だが、兄たちが行ってきて当人にも <b>徴集令状がきた</b> 。<br>終戦当時の状況は夜10～11時頃になると飛行機が空を覆い、山に登てみると、飛行機が蟻の群列のように見えた。<br>委員会は名簿資料から、金は1940年5月2日に「徴用」され、1945年10月27日に帰還した記録を確認する。これにより、金を特別法第2条第1号の所定の時期に日常によって強制動員された被害者と認定する。<br>動員時の同行者(金、李)は山奥なので <b>休憩時間に少し出かけたこと、殴打等はなかったこと</b> を証言した。                                                                                                                                                          |
| 82 | <b>金鍊昌</b><br>1942年4月頃、農作業をしていた時、面事務所の職員が強制的に連れて行った。日本人の引率者によってトラックに乗せられ、清州に行き、釜山を経由し、3日かけて佐渡に到着した。銅を掘る鉱山で働き、3人1組となって鉱山に入り、仕事をした。鉱山の中に入る時、確認証にハンコを押され、日本人の監督の下で労働した。契約期間は2年だったが、それを超えて仕事させた。3年間、強制労働させられた。解放を迎え、1945年11月に帰還した。                                                                                                                             | 【本人が申告】農作業をしている途中、文義面事務所職員が来て、 <b>募集に行かなければならないと強制的に連れて行かれた</b> 。移動中の引率者は日本人だった。<br>朝7時に弁当を持って鉱山に入り、5時まで働く。日曜日は休みだが、 <b>仕事をすれば給料をもっとくれた</b> 。仕事に対しては大きな干渉はなかった。食事はご飯、わかめスープなど良質で、無料で提供された。1日伝票を確認し、1か月全て仕事をすれば3～4千ウォンを受け取った。 <b>約3千ウォンを家に送った</b> 。<br>契約期間は2年だったが経過しても仕事を続けた。申告者本人の健康状態は良好とのこと。                                                                                                                                                                                                     |
| 83 | <b>洪萬泰</b><br>1942年頃、農作業をしていた時、面事務所の職員によって強制動員され、佐渡鉱山に動員された。村に伝わる話を集めた文集に金鍾讃と一緒に報国隊として佐渡鉱山に行ったと記録されている。                                                                                                                                                                                                                                                    | 【甥が申告】故郷で農業をしていたが強制的に鉱山に連れていかれた。<br>申告者との電話調査では、面事務所の職員によって強制動員されたと陳述。終戦後に帰還し、動員中にはたまに手紙が送られてきたし、健康状態は良好だったという。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 84 | <b>李斗成</b><br>1943年頃に動員され、清州駅、釜山、下関を経て、佐渡鉱山まで4日ほどかった。三菱鉱業所の銅鉱山で10日間教育を受けた。日本語が流暢だったため通訳を担当した。坑内で、掘った銅を電車で運搬する運転手の助手をしたが、後に直接、運転した。合宿所で生活した。米と豆を混ぜた混合食を食べた。交替勤務で12時間勤務した。島なので、外出はできた。月給は10円程度だったが、理髪や衣服の購入に使用した。時々、逃走する人もいたが、捕まってひどく殴打された。1945年11月、船に乗り、釜山に帰還した。釜山に到着すると握り飯を渡され、貨物列車に乗り、家に帰った。                                                              | 【本人が申告】過去に補償を受けた経歴なし。1943年5月に <b>徴用(面から令状)</b> によって佐渡へ。国家記録院の原文資料の名簿175ページには「李○○(北一面)」は当時18歳、 <b>1942年10月10日</b> 雇用、1945年10月20日解雇とわかる。<br>強制動員され被害を受けた事実に対する金銭的補償を望む。<br>保証人(朴○○)は被害者と一緒に同行したことを陳述しているため、李は強制動員による被害者に該当すると委員会は認定する。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 85 | <b>劉昌壽</b><br>1943年頃、結婚してすぐに動員された。佐渡鉱山で労役していたところ、坑内で起こった事故により、重傷を負った。解放当時は病院で治療中だった。1945年11月に帰還したが、後遺症のため、まともに働くことができなかった。                                                                                                                                                                                                                                 | 【妻が申告】1943年5月30日に日本人の強制的な圧力により佐渡へ。1945年11月10日に帰還したが後遺症により1994年7月23日に亡くなる。<br>委員会は、申告者が提出した被害申告の内容が簡略で徴用 <b>当時の細部事項確認は難しい</b> と判断したが、証拠資料として提出した除籍謄本と本籍や年齢などが一致したので被害者と認定する。<br>申告者との電話調査では、エレベーターに乗って洞窟の中に入って落ちて腰を怪我して日本の病院で治療したが <b>肺を取り出した</b> と聞いたと陳述。日本で入院して、事故発生から4か月後に帰還した。その後は忠州道立病院で治療を受け、薬を貰った。帰還後、体の調子があまり良くない状態だったため労働できず、腰も痛いと言って座っているのも大変だと言った。<br>委員会は劉昌壽の動員時期を1943年ごろと推測。申告者は肺による後遺障害を陳述したが、外観上現れず強制動員との因果関係を立証する <b>客観的資料がない</b> 。隣友保証人も後遺障害に対する具体的な情報不足で <b>後遺障害と判断しにくい</b> と結論する。 |
|    | <b>朴勝萬</b><br>50人と共に集団動員された。清州駅、釜山、下関を経て、3～4日かかった。三菱佐渡鉱業所に到着した後、1週間ほど、運動場で教練訓練を受けた。坑内                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【本人が申告】1943年5月5日に面から <b>徴用状が来て動員</b> され、引率者は朝鮮人だった。佐渡鉱山で2年6ヶ月間大変な作業をしたにもかかわらずあまり労賃も受けることができず、1945年11月17                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 86 | で銅を掘って運搬する労役をした。1日8時間、3交替で働いた。100人ずつ合宿した。食事量が少なくひどい空腹だった。小遣い程度の賃金を受け取ったが、ほとんども間食代として使った。解放後、船便がなく帰国が遅れ、1945年11月に帰還した。                                                                                                                                                                                                                                | 日船で釜山港に到着し汽車で故郷へ到着する。 <b>たまたに休みがあって市場に出かけたりもした。</b><br>委員会は本人が生存していることと当時の名簿に記述があることを根拠に強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 87 | <b>崔明珠</b><br>日本によって強制的に連れて行かれ、三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所で強制労役の被害を受けた。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 【子供が申告】父は一生精神的苦痛と肉体的苦痛（頭痛）で生き、1984年に亡くなった。1944年に日帝によって強制的に連行され、佐渡鉱業所で3年間（1946年帰還）強制労働を強いられた。<br>電話調査では、父が <b>いつどのよう</b> に <b>徴用されたかは知らず</b> 、徴用に行ったことだけ知って <b>他の詳細は不明</b> と陳述した。<br>委員会は当時の名簿から記述があることで強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                             |
| 88 | <b>蔡重煥</b><br>日本によって強制動員され、釜山から関釜連絡船で日本に行き、新潟県の三菱佐渡鉱山で労働を強いられた。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 89 | <b>金賢卿</b><br>農業に従事していたところ、1943年、同じ面から13名ほどが、巡査によって強制的に連行された。清州駅に集結し、汽車に乗って釜山に移動した。釜山から約8時間船に乗り、下関で夜中に汽車に乗って佐渡鉱山に到着した。帰還するまで、2年5か月間、昼夜、銅を掘る辛い強制労働をした。鉱山内の飯場で食事をとり、畳の部屋と一緒に生活した。1か月に1回、賃金を受け取ったが、腹が減って、市場で素麺やすいとんなどを食べるのに使った。解放2か月後に下関から貨物船に乗って帰還した。海に浮かんでいる機雷のせいですぐに帰国することができず、大阪に戻って15日ほど滞在した。大阪では握り飯を塩水につけて食べた。当時の酷い労働による精神的苦痛と肉体的後遺症のため、生涯苦痛を受けた。 | 【本人が申告】当時の激しい労働の衝撃でひどい苦痛と全身の身体的痛みによる後遺症で現在まで苦しんでいる。<br>陳述聴取報告書では、面事務所から <b>徴用令状</b> がきて動員されたとある。当時、佐渡に飛行機がよく現れ、 <b>洞窟の中に隠れて生活した</b> という。釜山までの船代と釜山からの汽車代は会社側が用意した。健康状態は良好。<br>委員会は当時の名簿から記述があることで、強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                  |
| 90 | <b>朴基煥</b><br>村の区長と警察によって集団動員された。佐渡鉱山に配置され、坑内労働をさせられた。坑道が崩れ落ちて怪我をしたことがあり、後遺症に苦しんだ。給料を受け取ったが、治療費にすべて使ってしまった。会社が給料の一部を貯金したと聞いたが、結局返してもらえなかった。解放後に帰還したが、脊椎の負傷と塵肺症によって苦労の末、1966年、47歳の若さで死亡した。                                                                                                                                                            | 【子供が申告】1940年3月頃に <b>日本の警察官に強制的に連れて行かれた</b> 。1966年に47才で亡くなった。<br>申告者との電話調査では、父親が存命の時に預金しておいた金を日本から返してもらってないと聞いたと陳述。伯父が日本軍司令部の憲兵隊にいたので父が鉱山にいた時、そこの監督官にしてくれたという。逃亡中捕まったら、その場で竹槍で刺して殺すからみんな怖くて逃げられなかったという話も聞いた。賃金は月40円から50円くらいもらったと聞いたが、父は怪我の治療をちゃんともらっておらず、治療にお金を全部使ったと聞いた。<br>申告者が後遺障害(脊椎骨折の傷害)を申告し、鉱山で怪我で健康がよくなかったと陳述しているが、被害者が死亡したため委員会は <b>後遺障害の判断ができなかった</b> 。 |
| 91 | <b>申仁澈</b><br>強制動員を避けていたところ、長男を代わりに動員すると聞き、応じることにした。同じ里で本人を含め4名が集められた。新潟県佐渡島の鉱業所に動員され、労働した。解放と共に帰国した。                                                                                                                                                                                                                                                | 【子供が申告】動員年度は不詳。1945年8月の終戦で帰還する。<br>隣友保証書にも1945年8月終戦後、船便で帰還したという記載あり。清州の某旅館にいた長男を家に帰宅させ、本人が渡日することになる。徴集者の氏名が本人の申仁澈になっているのか長男の名前になっているのか確認できない。<br>1942年12月頃に <b>徴用令状</b> が来て佐渡へ。2年後、労役中に徴兵令状を受けて <b>帰国して軍へ入隊</b> 。裡里市（現益山市）農林学校校庭で昼夜訓練中に終戦を迎え、帰郷する。                                                                                                               |
| 92 | <b>李慶魯</b><br>日本によって強制動員され、新潟県の佐渡で労働を強いられた。解放後、帰還したが、後遺症で肺が悪かった。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 【子供が申請】1943年12月頃、派出所に呼ばれたので行ってみると <b>報国隊へ行けと言われ</b> 、佐渡に連れていかれた。<br>隣友保証書には、報国隊として動員され日本へ行くことと本人が言っていたと記載。<br>被害申告事実確認報告書では、本人が派出所に行く姿が目撃されているという。帰還後、後遺症で肺が悪くなり、病院では結核と言われ、家事もできず70才になる前に死亡したという。<br>委員会は、提出した資料(陳述書、隣友保証書)だけでは強制動員によって後遺障害(咳の病気)が発生したと <b>認めることができない</b> ので判断を保留する。                                                                            |
| 93 | <b>朴壽童</b><br>佐渡鉱山に動員され、1945年2月5日午前6時、佐渡郡相川町大字広間町7番地佐渡鉱業所病院で死亡した。面事務所死亡通知書と遺骨を受け取ったと遺族が証言した。                                                                                                                                                                                                                                                         | 【子供が申告】1975年頃に30万ウォンの補償を受けた。1944年動員。<br>隣友保証書にも動員と遺骨到着の <b>正確な年月日は不明</b> としている。<br>申告者との電話調査では、面から通知書を受け取ってから連れて行かれたと陳述。<br>当時の名簿から死亡が確認できたので、委員会は被害者の認定と遺族決定を行った。                                                                                                                                                                                               |
| 94 | <b>金澤栄</b><br>1943年頃、村の区長に行けと言われ、面事務所に集結した。釜山に移動し、新潟県の佐渡鉱山に連行された。朝6時に起床して鉱山で労役し、4～5時に宿舎に戻った。食事は主に豆ごはん、素麺だった。月給は少ない金額を現金で渡され、主に雑費として使った。島なので逃げるのができな かった。解放後に帰還した。                                                                                                                                                                                    | 【本人が申告】過去に補償を受けた経歴なし。里長が訪ねてきて、金さんは <b>日本に徴用</b> されたから面に集結しろと言われた。同じ村に住んでいたはとことが目撃したと証言する。日本への引率管理者は日本語を話す朝鮮人だった。<br><b>強制動員を立証できる当時の名簿などの証拠資料は全くない</b> が、本人が生存して当時の状況を詳しく述べているため被害者と委員会が認定する。                                                                                                                                                                    |
| 95 | <b>申雲錫</b><br>動員の通知を受けたが、当時、一人で母の面倒をみていた。そのため、面事務所で行かなければならないのか訊いたところ、義務だと言われ、仕方なく行った。日本人引率者に連れられ、面の各里から集められた25人と一緒に新潟県の佐渡にある銅鉱山に動員された。鉱山では銅を運搬したり、作業場で命令されたあらゆる作業をおこなった。いつも腹が減っていたため、賃金は間食を購入するのに使った。余った金は貯めておいた。鉱山から逃げる人もいたが、島なので、また捕まってくるのが常だった。故郷が解放されると、鉱山側が引率者を付けて下関に送った。一緒に動員された人々と共に故郷に戻った。                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 96 | <b>元容鉉</b><br>面から動員が通知され、申雲錫、呉成根など23人と共に面事務所に集合後、清州で1泊し、釜山で船に乗り、下関を経て佐渡に到着した。佐渡鉱山で1日8時間労役し、2円受け取った。飯場で食事をしたが、日曜日は休みだったため腹が減り、「うどん」や「どんぶり」などを食べた。1945年、陰暦の10月10日に釜山に帰国した。                                                                                                                                                                             | 【子供が申告】1943年5月17日に <b>強制徴用</b> され、1945年10月10日に帰還。<br>陳述聴取報告書では、面事務所へ行って徴用に行かない方法がないか問い合わせたが(母親と二人で暮らしていたため)、義務だという話で行くようになったという。賃金は約100ウォン程度もらい、食事だけでは足りず、おやつを買って食べた。残った金は貯めていた。<br>委員会は、正確な <b>被害内容の確認は難しい</b> が、隣友保証人の陳述があることで被害者と認定する。                                                                                                                        |
| 97 | <b>呉成根</b><br>1944年8月頃に徴用令状が届き、面事務所に集められた。釜山を経て、佐渡に到着した。銅鉱山で、軍事物資に必要な銅を掘る作業に従事した。1週間働くこと交替になった。鉱山の宿舎で寝泊まりし、食事の配給を受けた。未成年者だったので、賃金を受け取る事ができず、家にすべて渡された。1945年9                                                                                                                                                                                         | 【本人が申告】過去に補償を受けた経歴なし。昼夜交代制で一週間は昼だけ働き、一週間は夜だけ働く。<br>賃金額は正確に知らず、当時未成年者だったので賃金を全て受け取ることはできなかった。受け取った賃金すべてを送金した( <b>当時の面書記の月給より多かった</b> という)。<br>呉は2005年の面談時に「鉱山での殴打で鼓膜を痛め、耳が聞こえにくい」と報告したが、 <b>客観的な</b>                                                                                                                                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | たつたつて、眞實な文を収めしきつて、おれへて、おれにされた。1943年3月、帰国するために出発したが、船がなく、帰国が遅れた。殴打されて鼓膜を損傷し、耳がよく聞こえない。                                                                                                                                                                                     | 資料などが添付されておらず後遺障害は確認しにくい。<br>強制動員されて被害を受けた事実に対する補償を望む。<br>特別法第2条第1号の所定の時期に日帝によって強制動員された事実が認めらる。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 98  | <b>金善道</b><br>1944年6月頃、清州から釜山、下関、大阪を経て、新潟県の三菱鉱業所に動員され、鉱山で銅を選別する労役をした。1日3食の配食量が少なく、常に空腹に苦しみ、近隣の果樹園でりんごを取って食べた。警備に見つかって <b>殴られ</b> 、聴力障害が発生した。日当として賃金を少し受け取ったが、現地での間食代や雑費にすべて使用した。解放を迎え、1945年10月ごろ、下関で船に乗って釜山に帰還した。                                                         | 【子供が申告】徴用で動員される。空腹に耐えられず、近くの果樹園でりんごを摘んでいたところ、 <b>警備員に見つかって驚いて聴覚を失った</b> 。<br>被害申告時に「鉱山労働中に耳が聞こえなかった」と陳述したが、 <b>障害事実と強制動員との因果関係を立証する客観的な資料がなく</b> 、現在陳述聴取可能な点から見て後遺障害有無を判断するのは難しい、と委員会は判断する。強制動員被害者には認定する。                                                                                                                                                           |
| 99  | <b>李錫閔</b><br>1944年、面事務所から動員の通知を受け、強制動員された。面事務所に集合し、金善道、洪在龍などと一緒に清州、釜山、下関、大阪を経て、新潟県三菱鉱業所に動員された。鉱山では銅を選別する労役をした。1日3食の配食量が少なく常に空腹に苦しんだ。作業は固定ではなぐちで肉体労働をした。賃金を若干受け取ったが、間食、雑費としてすべて使った。解放後、下関から船に乗って帰国した。                                                                     | 【子供が申告】1944年5月9日(陰暦)に日本軍が実施した <b>徴用(報国隊)</b> で鉱山労務者として労役し1945年9月に帰国したと陳述する。<br>委員会は当時の名簿に記述があることを確認して強制動員被害者と認定するが、 <b>雇用日は1943年3月2日、帰還日は1945年11月5日</b> となっている。                                                                                                                                                                                                     |
| 100 | <b>洪在龍</b><br>1944年、動員の通知書を受け取った。面事務所に集合し、金善道、李錫閔などと一緒に清州、釜山、下関、大阪を経て、新潟県佐渡郡相川町の三菱鉱業所に動員された。鉱山では銅を選別する作業をした。配食量が少なく、空腹に苦しんだ。賃金を若干受け取ったが、間食、雑費としてすべて使った。解放後、下関から船に乗って帰国した。                                                                                                 | 【子供が申告】1944年5月9日(陰暦)に <b>報国隊として強制動員</b> され、佐渡で働いた。1991年1月5日老衰で亡くなった。<br>当時同行した者への聴き取りによると、面事務所から動員通知書が届いて強制的に動員されたという。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 101 | <b>鄭金出</b><br>1945年6月2日午前9時25分、佐渡郡相川町大字広間町の三菱佐渡鉱業所病院で死亡した。遺骨と一緒に動員された村の住民が持ってきたという。                                                                                                                                                                                       | 【子供が申告】 <b>動員期間は不明</b> 。<br>当時の死亡者名簿に記載あり。<br>委員会は1944年4月25日頃に動員され、1945年6月2日に死亡したと推測する。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 102 | <b>申壽命</b><br>1944年10月頃に強制動員され、佐渡鉱山で労役した。1945年2月17日の10時ごろ、坑内作業中に坑が崩れ、死亡した。一緒に働いていた李漢永が事故を目撃した。里長も、日本人が直接遺骨を持ってきて葬儀を行ったと証言した。                                                                                                                                              | 【子供が申請】1972年に対日民間請求権を申告して30万ウォンの補償を受けた。<br>同郷の者が事故を目撃しており、国から補償を受けた事実もあるので、委員会は強制動員の被害者と認定する。 <b>動員年度に関する記録はない</b> 。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 103 | <b>申泰結</b><br>1941年の春に強制動員され、佐渡島の鉱山に連れて行かれた。動員された人びとは坑内で手作業とダイナマイトで鉱石を掘り、採掘した。作業は3交替で8時間労働だった。賃金は小遣い程度を受け取った。第4相愛寮に収容された。一番辛かったのは食事の量が少なく、空腹で一日一日が耐え難かったことだ。強制動員当時、2年契約を結んだが、日本人から再契約を求められ、労務者としての生活を続けざるを得なかった。1945年12月に帰還した。当時、帰国用の船がなく、船場で数日間待つてから、ようやく帰国船に乗って釜山に到着した。 | 【本人が申告】1941年3月、18歳の時に <b>強制徴用</b> がなされ、自分には行かないために逃げ回って家の屋根裏に隠れていたがばれて捕まった。佐渡では頻繁な暴力に耐えられず自殺する人も多く、激しい労働で疲れて倒れて死ぬ人もいたし、逃げる途中に捕まって苛酷な暴力を受けるなどとても酷いことが多かった。帰国後、強制徴用で大変な生活とそれによる後遺症で農作業もろくにできず生活していた中、中風を患うようになり、数年後に再発して今までも苦勞しながら病魔と戦う。<br>委員会は国家記録院所蔵資料等関連文献を確認したが、 <b>被害者関連立証資料はなかった</b> 。中風も <b>動員による後遺障害とは思えず</b> 、後遺障害の有無を判断するのは難しいと判断したが、被害事実(生存)が認められる者と決定する。 |
| 104 | <b>南宮全</b><br>農作業の準備をしていたところ、面事務所の職員と日本人によって動員された。面事務所に行くと、すでに数10人が集められていた。釜山から汽車に乗り、佐渡に到着した。2年間働いた。地下1000メートルほど降り、坑内で作業した。第4相愛寮に収容された。食事は豆ご飯が少ししか与えられなかったの、とても腹が減り、日本人が植えたジャガイモやサツマイモを盗んで食べた事もした。船に乗り、みじめな姿で故郷に帰ってきた。                                                    | 【本人が申告】<br>参考人電話調査報告には、徴用で動員されたという。南宮全が帰還した後は一緒に農業を営んだ。<br>被害申告事実確認結果書には、1943年3月に <b>軍属として強制動員</b> されて佐渡で1945年9月まで勤務して帰還したという。<br>委員会は、 <b>軍属という認定記録はない</b> が生存者本人の陳述から動員契機、動員過程、勤務内容などを詳しく陳述しているので申告内容は信頼性があると判断する。                                                                                                                                                |
| 105 | <b>崔琦變</b><br>佐渡鉱山で2年ほど働かされた。第4相愛寮に収容された。食事は麺入り汁飯だったが、途中から豆カス飯に変わった。現地で召集令状を受け、賃金をもらえないまま、1945年3月ごろに帰国した。裡りの農林学校の校庭で徴兵の手続きをし、訓練を受けていたが、解放を迎え、各自、帰郷した。                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 106 | <b>徐采信</b><br>1943年末、動員通知を受け、同じ面からの30名余などが釜山郡庁に集結した。麗水から船に乗り、下関で降り、汽車に乗って新潟県に到着した。再び船に乗り、三菱の佐渡鉱山で鉱石を掘り、運搬する労役を2年ほどした。第4相愛寮に収容された。解放になり、1945年10月中旬、船に乗って、釜山に帰還した。                                                                                                          | 【本人が申告】 <b>郡庁に集合しろとの通知</b> を受け、佐渡へ行った。15才という幼い年齢で過大な鉱山労役により衰弱し、今でも体が不自由である。各組別に1日のノルマがあったが、達成できなかったら体罰を受けた(棒で殴られた)。<br><b>証拠資料が何もないが</b> 、陳述に信憑性があるとして委員会は強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                                                             |
| 107 | <b>金士中</b><br>強制的に連行された。釜山郡庁から汽車で麗水まで移動し、船で日本の下関まで行った後、汽車で大阪を経て、新潟県佐渡の金鉱山に連れて行かれた。ひと月に8円から30円を受け取った。食事に1キロメートルほど歩いて行かなければならず、食堂の近くで寝泊まりした。空腹であまりにもつらく、賃金はうどんを食べるのに使った。解放後、日本人が釜山まで引率し、帰国した。釜山に到着したのは1945年陰暦10月だった。                                                        | 【子供が申告】1942年正月の前に村の責任者(当時 日本人)と副区長(金○○)が3日前に選んでおくと、 <b>日本人募集担当者が</b> 現れ春浦面へ強制連行した。帰還後、冬用のジャンパーを1着支給してもらった。<br>隣友保証書には、副区長が選んだ者たちには3日後に面から <b>令状が来て募集係(日本人)が強制的に連れて行った</b> という。<br>同行者の一人である金という人物は陳述聴取報告書にて、 <b>面書記が指名</b> した者たちは <b>徴用</b> で連れていかれたと述べている。                                                                                                         |
| 108 | <b>鄭雙童</b><br>村に動員対象者が2人割り当てられたが、皆が忌避したため、くじ引きによって行くことになった。老いた両親と妻、幼い2人の子を残して動員されたため、心を痛めた、村の人たちが覚えていた。佐渡鉱山では第4 相愛寮に収容された。あまりにも腹が減り、近隣の農家で飯を食べさせてもらったというエピソードを家族が証言した。1945年に帰還した。                                                                                         | 【子供が申告】1943年頃に強制動員され、恐怖と脅迫の中で強制労働させられた。<br>同じ村の者が作成した資料によると、2005年5月頃に老人と若い人が戦時動員された鄭雙童と李という人物を探していると訪ねてきた。二人は既に亡くなっていると伝え、家族に会いたいと言い出したので鄭の家へ案内したが留守だった。老人は「戦時期に佐渡へ連れていかれ、鉱山で死ぬほど苦勞をした。終戦になりかうじて生きて帰ってきた。その時私と日本へ同行した人が鄭と李だが、 <b>今政府が日帝強占期の徴用に対する真相究明調査を行うというので相談をしようとした</b> 」と説明。                                                                                  |
|     | <b>金周衡</b><br>1943年末、区長と募集係がやってきて、拒めば兄を連れて行くと脅かされ、動員された。どこに行くのか、どれくらいの期間働くのか、知らされなかった。面事務所に向へる人が集められ、トラックに垂掛けられ釜山郡庁に連れて行                                                                                                                                                  | 【本人が申告】1943年3月動員、1946年帰還。<br>兄と一緒に農業をしていたところ、 <b>日本の軍人</b> が来て2人のうち1人は <b>徴用</b> しなければならないという話を聞き、自分が徴用され、逃げられないように <b>黄色い服に着替えて</b> から汽車と船で新潟県へ                                                                                                                                                                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 109 | た。四手ガハトマツハカ菜のツレ、トクノアト菜とツレに釜山郡庁に送られ、<br>かれた。裡里の旅館に閉じ込められ、麗水を経由して日本に到着、佐渡の三菱<br>鉱山で労役した。1日3交替だった。食事は小さな弁当を持っていた。1日の<br>給与として1円30銭を受け取っていたが、食事代、衣服、靴代を除けば、ご飯<br>一杯分も残らなかった。宿舎も粗末で、雪が部屋に入ることもあった。服の色<br>が目印になり、逃げることもできなかった。解放後に帰還した。 | 行った。佐渡では <b>布団さえ与えられず草を干してそれを被って寝る</b> しかなかった。80才になった今<br>もその時の後遺症で肺が本来の機能を果たせず苦痛の中で暮らしている。<br>陳述聴取報告書では、農作業中に <b>村長と朝鮮人募集官が強要</b> したことになる。望城面事務所<br>に集結した際、釜山郡役所からもった服に着替えたという。佐渡では韓国班長が仕事をさせ<br>た。作業着が黄色で目立ったので逃げられなかった。 |
| 110 | <b>鄭炳浩</b><br>1943年末、生まれたばかりの娘が初めて歩くのを見た直後、区長から出頭を<br>命じられ、面の10人と共に佐渡に連行された。第4相愛寮に収容され、削岩機<br>を使って発破の穴を開けるなどの労働を強いられた。1944年秋、落盤事故で<br>足を怪我し、3か月間入院したが、今でも傷跡が残る痛み。解放後、帰ると3才<br>だった娘は亡くなっていた。妻は行方不明だった。                             |                                                                                                                                                                                                                            |
| 111 | <b>印錫弼</b><br>1944年、三菱佐渡鉱山に強制動員された。第4相愛寮に収容され、厳重な監視<br>下、穴を掘る鉱夫として一日10時間以上、坑内で労役した。坑内で発破作業<br>中、飛んでくる石で何回も負傷した。空腹で、草の根を茹でて食べるなど、悲<br>惨な生活だった。解放の年、釜山港に帰還した。鉱山で作事中に生じた負傷に<br>より、病魔にさいなまれ、治療が欠けなかった。                                | 【本人が申告】1944年初めに強制徴用された。坑道で発破作業中に <b>岩の下敷きになって</b> 何度も負傷<br>した。<br>委員会が後遺障害症状を特定しようと電話したところ、足が不自由なこと以外の健康は良好と判<br>明。重労働で酷使され、年を取ってから腰痛が酷くなり咳が出るとのことだが、腰痛などの後遺障<br>害と強制動員との関連性を確認できる <b>客観的な資料がなく</b> 判断できないと結論する。           |
| 112 | <b>金今東</b><br>1943年末、面事務所から動員通知を受けた。裡里駅に集結し、人員点検をし<br>た後、麗水港を経て日本に行った。佐渡島の三菱鉱業佐渡鉱山に配置され、第<br>4相愛寮に収容された。佐渡鉱山では掘り出された鉱石を運搬する仕事をし<br>た。作業中、坑道で梯子から墜落したため、6か月間、鉱山内の病院で治療<br>した。その後、埼玉県の作業場に転出して働いていたところ、解放となり帰還<br>した。               | 【本人が申告】 <b>徴用令状</b> を受け取った。帰還後は労役の後遺症と推定される肺炎などで長期間入院<br>した。<br>申告者への陳述聴取報告では、終戦後に日本人から待遇を良くするから帰らないでくれと頼まれた<br>が断って帰郷したという。帰還の際に、日本側から食事代などの配慮があった。<br>委員会は、後遺障害を主張するが障害が外見上には確認できず <b>後遺障害を判断しにくい</b> と結論づけ<br>た。        |
| 113 | <b>具官洙</b><br>1944年、珍島から日本に連行された。同じ面の朴徳勳も一緒だった。三菱佐<br>渡鉱山で働き、解放後に帰還した。                                                                                                                                                            | 【本人が申告】1944年3月頃、 <b>募集労務者</b> として佐渡へ。<br>当時の名簿に記載あり。委員会は強制動員被害者と認定する。                                                                                                                                                      |
| 114 | <b>朴徳勳</b><br>1944年、里からひとりで動員された。木浦で多くの人たちと列車に乗り、釜<br>山港で船に乗り、佐渡島に行った。佐渡鉱山で運搬作業をした。運搬作業中、<br>手押し車に当たり、手を怪我した。傷跡がある。そこで1年8か月働き、解放<br>後、佐渡島を出て、釜山港を経て、帰還した。                                                                         | 【本人が申告】1944年3月頃 <b>徴用</b> された。佐渡で1年8ヶ月ほど働き、終戦後11月頃に佐渡島で4日<br>間ほど集合した後、釜山港を通じて帰還する。<br>委員会は、朴の陳述は動員状況(時期、移動経路および場所、労働の種類など)を詳細に示している<br>ので信憑性があると判断した。                                                                      |
| 115 | <b>韓景培</b><br>1944年、動員を忌避していたが、捕まって拷問を受け、その後、珍島郡庁に召<br>集された。麗水港で船に乗り、下関に到着し、佐渡鉱業所に移送された。地下<br>で採鉱作業に従事し、1945年6月頃、福島県の地下軍需工場建設のための掘削<br>労働をし、解放後、帰還した。同じ珍島郡の韓仁洙も共に動員され、福島に送<br>られた。                                                | 【本人が申告】面事務所によって強制動員された。<br>申告者への補充調査報告では、3、4人と炭鉱で死ぬ危機を何度も乗り越えたという。とても深い所<br>に入って作業する度にいつ死ぬか分らないと怖い思いをしたと陳述。生きているうちに被害調査<br>の結果が早く出て穏やかな気持ちで眠りたいと述べた。                                                                       |
| 116 | <b>韓仁洙</b><br>1944年、面事務所から30人余りが一緒に強制動員され、麗水港を出発して下<br>関に到着、再び汽車で新潟県に移動し、佐渡鉱山に配置された。福島の地下軍<br>需工場建設現場に再動員され、掘削作業をしていたところ、解放を迎え、<br>1945年9月に帰還した。                                                                                  | 【弟が申告】1944年6月頃に警察によって <b>徴用</b> された。<br>当時の同行者からの調査結果では、珍島郡庁の <b>募集</b> で麗水港から船に乗ったという。                                                                                                                                    |
| 117 | <b>朱正権</b><br>1944年、通知を受け、麗水の鍊成所に集められた。大阪で働くという話だっ<br>たが、工事現場が爆撃されたため、新潟の佐渡島に向かい、鉱山で働いた。そ<br>の後、福島県の格納庫トンネル工事現場で3か月間働き、解放後、再び佐渡島<br>に戻り、9月に釜山港へ帰還した。                                                                              | 【本人が申告】1944年5月に <b>徴用令状</b> が出たので麗水鍊成所に集合。鉱山で1年働いた後、福島県<br>飛行機格納庫のトンネル工事現場で3か月仕事をしたら終戦になった。再び佐渡島に戻って1か月く<br>らい滞在して帰還した。<br><br>※李論文では「571-周〇〇」となっている。                                                                      |
| 118 | <b>金明梧</b><br>1945年2月頃、強制動員された。当時、家族は動員されると死ぬものだと考<br>え、葬式のような雰囲気だった。釜山港を出発して佐渡の銅鉱山で労役を強い<br>られた。その後、福島に移動し、軍需用トンネル工事に2か月ほど従事した。<br>再び佐渡に移動し、解放後の10月ごろ、釜山港に帰還した。                                                                  | 【本人が申告】「北海道佐渡」と勘違いして陳述する。<br>隣友保証書には、金が帰還したときに紙に包んだ <b>小さな金塊を持ってきた</b> ことを覚えていると記載<br>されている。                                                                                                                               |
| 119 | <b>朴仁赫</b><br>1945年4月頃、珍島から33人が麗水の水産学校に集められた。大阪の工場に動<br>員される予定だったが、空襲で破壊されたため、佐渡鉱山に送られた。佐渡鉱<br>山では測量の補助をし、作業場から遠くない神風寮で生活した。その後、福島<br>県の建設現場に移動配置され、日本の敗戦後、再び佐渡鉱山に復帰し、1945<br>年12月ごろ、船に乗って帰還した。                                   | 【本人が申告】 <b>徴用令状</b> が届き、麗水水産学校に集合した。佐渡で採掘中に腰を負傷。帰還後に腰<br>痛がひどくなり、漢方医を呼んで4か月以上治療を受けたが、治らず今も苦痛の中で暮らしてい<br>る。<br>同じ村の人間からの陳述聴取報告書では、郡庁労務係が <b>募集</b> をして各面別に <b>面長たちが対象者を決<br/>め本人に通報</b> して33人を集めたとあり。                       |
| 120 | <b>李得來</b><br>1945年、珍島から33人が麗水の水産学校に集められた。大阪の工場に動員さ<br>れる予定だったが、空襲で破壊されたため、佐渡鉱山に動員された。1945年8<br>月頃、福島県福島市の建設現場に移動配置され、日本の敗戦後、再び佐渡鉱山<br>に復帰、1945年12月頃、帰還した。                                                                        | 【孫が申告】1943年頃に強制動員されて <b>九州地域</b> で炭鉱労務者として生活していたが、終戦後に帰<br>還する。<br>当時の同行人が1945年4月に麗水水産高等学校に集合して同年5月佐渡へ徴用され、途中で福島県<br>へ場所が変わり、李得來と苦楽を共にして同年12月末故郷の珍島へ帰還した。                                                                  |
| 121 | <b>李三欽</b><br>1944年、強制動員により、新潟県の佐渡鉱山で労役させられた。1945年8月<br>15日に解放となり、帰国後、故郷で暮らした。                                                                                                                                                    | 【妻が申告】1944年5月に <b>強制徴用</b> されて終戦になり帰国し、1996年7月4日に亡くなる。<br>委員会は1990年10月に作成された隣友保証書を根拠に強制動員被害者と認定する。                                                                                                                         |
| 122 | <b>林鍾麒</b><br>農業に従事していた。結婚して1年が過ぎた頃、行政職員たちにより、強制で<br>連れて行かれた。面事務所にて約50余名が集結し、汽車に乗せられ、釜山港に到<br>着し、船に乗った。列車で新潟に行き、佐渡鉱山に強制徴用された。約8か月<br>間、強制労役に従事した。解放になり、1945年10月頃、日本側が提供した船<br>に1,000人余が乗り、釜山港を経由して故郷に帰って来た。俸給は少しずつも               | 【本人が申告】1945年2月に動員され、帰還時に約500ウォン程度を持って帰ってきた。<br>被害事実確認に関しては、隣友保証人の金という人物からの陳述を基に認定した。 <b>陳述内容は申告<br/>人である林から聞いた内容</b> だという。<br>委員会は被害事実(生存)が認められる者と決定する。                                                                    |

|     |                                                                                           |                                                                                                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | らった。                                                                                      |                                                                                                                                                            |
| 123 | <b>黄判圭</b><br>1945年2月頃、徴用により、釜山港を経て新潟に到着し、佐渡鉱山で強制労役した。1945 年8月、解放になり、故国に帰還した。             | 【本人が申告】老安面事務所が徴用招集し、近隣村落から1人ずつ日本へ送り出した。 <b>日本人の過酷行為による死者や身体的被害者はいなかった。</b><br>申告者は高齢および健康上の理由で動員地について明確に述べていないが、佐渡島と述べたことから佐渡鉱山と推定されるとして、委員会は強制動員被害者と認定する。 |
| 124 | <b>徐相哲</b><br>1945年1月末、蔚珍郡から100人が佐渡鉱山に強制動員された。2月から強制労働し、解放直後、韓国に帰還した。蔚珍郡の動員者は第1相愛寮に収容された。 |                                                                                                                                                            |

以下は、『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』では確認できなかった李論文で紹介された証言である。

京畿南楊州33安○○-817

【息子が申告】**1930年動員、1937年帰還。**  
**北海炭鉱で労務者として働いていた**が、帰国（1937年頃）後に痰で苦しみ、1968年12月に亡くなる。  
委員会は「三菱は新潟県佐渡郡相川にもあり、届出人の北海道関連陳述は不正確である可能性があるため、被害者の動員地は新潟県の三菱佐渡鉱山と推定できる」として、「安は日帝によって強制動員され、不詳の時期から1943年3月頃まで新潟所在の佐渡鉱山で労務者の生活を強要されて帰還した被害事実（特別法第17条）が認められる」と判断する。

912金 ○○ 論山-1238  
1942年5月動員  
1945年帰還

【妻が申告】1942年5月に佐渡に連れて行かれ強制労働。  
申告者との電話調査では、結婚して間もなく**募集**で連れて行かれたと陳述。**正確な動員期間は分からない**という。  
当時の目撃者に電話で調査したところ、**徴用**に行けと言われて行ったと陳述。金○○と一緒に動員されて佐渡で働いたが、金は肺病になって帰還した。  
申告者は後遺障害を申告せず、帰還して間もなく肺病で死亡したと主張する。委員会はこれを立証する**客観的な資料がない**と判断した。

洪○○155 論山-40  
1938年6月7日動員  
1942年帰還

【子供が申告】佐渡鉱山から採鉱夫として1938年から1942年まで働いた。塵肺症で苦しみ1999年1月1日に亡くなる。  
当時の同行者の子供（カン）との電話で、報国隊に行き日本人に強制連行されたと陳述。仕事をしている途中爆発が起き、大けがをして本人（カン）の父親は先に1年早く帰国したという。  
申告者との電話調査では、**徴用**で連れて行かれたことだけを知っていると陳述。**父親から徴用について聞いた内容はなく**、隣友保証人であり目撃者であり同行者であるカン○○の息子から聞いたという。  
委員会が当時の名簿を確認した結果、被害者と判断した。

585朴○○ 論山-59  
1940年10月動員  
1947年2月帰還

【義娘が申告】塵肺症になり、咳と時々血を吐いた。  
「戦時貯蓄債券」（7円50銭）や「保険証書」（終身保険 保険金135円）、「据置預金証書」、「保険料領収書」、「郵便預金通帳」（京城貯金管理所）を保管している。  
申告者との電話調査では、**農作業中に巡査部長が来て強制的に連れていかれた**と陳述。日本から送金すると魯城金融組合と通信局に来たという。

ジョン○○-341清原-80  
1941年3月動員  
1945年11月帰還

【子供が申告】1941年3月頃に強制動員され、1945年11月頃に帰還。  
隣友保証人のイム○○（ジョンの知人）への調査では、イムが1944年8月頃に**妻を日本に連れて行くため故郷へ来て1ヶ月ほど滞在**し、妻と一緒に福島県の炭鉱に再び行く時、衣服をジョンに渡し、てほしいと彼の実家から頼まれて佐渡を訪ねようとしたが旅行証がなく郵便で送付してその後ちゃんと受けたという通報を受けたことがあると陳述した。

638-ヨ○○論山-1212

【子供が申告】1940年1月頃動員。遺骨未奉還。**徴用**に連れて行かれたと聞いた。遺体が日本国のどこにあるかも知らない。  
隣友保証書では、面事務所労務係の黄某氏と駐在所の李巡査が連れて行ったという話を聞いたと記述。結婚して1年で連れて行かれ、65年が経った今も帰っていない。  
甥の話では、動員地で青陽の人と論山の人は賭博が原因で対立したそうで、当時村から金鉱に行った人たちは小遣いがなかったのか、家にお金を送ってくれと言ったりもしたが、同じ時期に炭鉱に行った人たちはお金を送ってくれという話はしなかったという。ヨ○○が**帰還しなかった理由は韓国に生活基盤がなくて日本に残り、そこで家庭を築くことになった**という。  
申告者との電話調査では、幼い頃聞いたところによると、父が亡くなったことで、一人の女性が訪ねてきて母親にお金を要求したという。その時母は再婚していたという。  
除籍謄本上に「昭和62年8月21日、日本国奈良県大和高田市西三倉堂の住宅2段階5号で死亡」という記録があるが、どのようにして届けられたかは分からない。伯父（論山市-1213）も日本に行き、**父親と交流があったようだが、本人はよく知らない**という。

ユ○○-643論山-1322

【子供が申告】心臓病を得て帰国し、長期間治療する。1937年4月動員、1939年11月上旬帰還。  
申告者との電話調査では、**郡が募集**したと陳述。動員年度は正確には分からないが、1年5か月で帰還したという。  
数年前、NHK放送局で**強制徴用者を調査して補償を受けられるようにする**と言って、在日韓国人の僧侶と記者が訪ねてきてインタビューをし、現地踏査を勧めたが、父親が病気で横になって行けなかった。  
委員会も**正確な動員時期は解明できず**、1939年末頃動員、1941年春頃帰還と推定する。

651-呉○○論山-1679  
1941年6月動員  
1946年3月帰還

【子供が申告】1941年6月に日本に**募集**で行き、1946年3月に帰還。その後、後遺症で足が痛み死亡した。  
参考人の金（呉○○の養女）は、電話調査で呉○○は動員中自分に**運動靴を2回送ってきた**。送った月給を母親が受け取る度に祖父に酒代として少しずつ渡し、**後は生活費として使った**と陳述。帰還時、呉は**紺色のスーツとオーバーコート**を着てきたという。  
当時を目撃した者は電話調査で、呉は強制的に徴集されたと陳述。帰還した当時、労務服を着ていたが、服がきれいだったという。

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 032-崔○○清州-634<br>1943年5月動員<br>1945年11月帰還 | <p>【妻が申告】1943年5月頃に<b>徴用</b>され1945年11月帰還。</p> <p>申告者との電話調査では、結婚して長女を産んで暮らしていたところ<b>徴用令状</b>がきて徴用に行くことになったと陳述。賃金は少し受け取ったが、帰る途中に食べ物を買って食べて全部使ってきたと言った。</p> <p>隣友保証人調査報告にて、従弟が「被害者と一緒に動員された者がいるか」という質問に対して「面から<b>募集して行く</b>ので一緒に行った人を知らない」と陳述。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 207-金○○<br>1940年2月動員<br>1944年10月帰還       | <p>【子供が申告】1940年2月5日動員、1944年10月10日帰還。</p> <p>当時の目撃者は1942年早春頃に金○○が<b>強制徴用</b>されるのを直接目撃したと陳述。当時、金は結婚しており、1945年終戦後に帰還したという。</p> <p>当時の名簿に1940年2月5日動員、1944年10月19日帰還とある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 522-李○○公州市-175                           | <p>【子供が申告】1940年に強制連行されて1946年に帰還したが、炭鉱で得た塵肺症で1981年3月7日に亡くなった。</p> <p>申告者との電話調査では、<b>面の徴集者により動員</b>されたと陳述。<b>原爆を落とされ</b>、炭鉱でも長く働いて塵肺症の病気を患った。</p> <p>当時の名簿に1940年6月5日から1948年12月25日まで動員期間と記載されている。</p> <p>委員会の意見書には、<b>名簿の他に申告内容を立証できる客観的な資料が無く</b>、被害事実を判断するのは困難である。強制動員被害の有無については委員会の最終審議の時に決定するとある。</p> <p>審議の結果、李○○の長女が除籍謄本に「昭和17.6.26. 新潟県佐渡郡高千村大字北立島1226番地生まれ」と記載されていることも含めて強制動員期間を1940年1月頃から1945年9月頃までとした。</p> <p>一方で、後遺障害(塵肺症)に関しては強制動員と因果関係を立証できる<b>客観的な資料がない</b>ため困難と判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 811-洪○○論山-16                             | <p>【子供が申告】1938年から1942年まで働いて帰還し、塵肺症で1969年4月2日に亡くなる。</p> <p>委員会の意見書で申告者の申告内容が具体的ではないが洪○○の事項が除籍謄本などから確認され、当時の名簿から強制動員された事実が確認できると判断される。</p> <p>委員会は最終的に、動員期間は申告者の陳述を受け入れ、動員場所は同行者の李、金、カンと同じだと判断する。洪○○の後遺障害(塵肺症)については強制動員と因果関係を立証できる<b>客観的な資料が提出されておらず</b>、また既に死亡したため困難と判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 315-ユ○○論山-790                            | <p>【子供が申告】1942年3月に動員され、給料は一部だけをもらい、残りは逃走防止の理由で強制貯蓄させられた。終戦当時の混乱期に逃走し1945年8月に帰還した。</p> <p>申告者との電話調査では、面から届いた<b>徴用令状</b>を面長が持ってきたと父から聞いたと陳述。作業中に金鉱が崩れて死ぬ人も多かったという。生計が苦しくなると「貯蓄したお金を下すため日本へ行かなければ」という話をしていた。帰還当時の健康は良かった。<b>日本でスーツ姿で撮った写真がある</b>が、人物写真であるため、背景もなく、撮影場所及び撮影日時などが無かったので添付しなかったと陳述。</p> <p>隣友保証人との電話調査では、<b>募集で強制動員</b>されたと陳述。保証人はユ○○の強制動員の話を<b>村の噂で聞いた</b>という。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 586-李○○京畿始興-200302                       | <p>【子供が申告】1939年10月下旬頃に田んぼで仕事をしていたが、その場で強制的に連れて行かれ安否も不明だった。翌年3月末に佐渡で鉱夫として働いているが、飯もろくに食えず、飢えながらまるで動物のように振り回されて仕事をしているとの内容の手紙を一度受け取ってから再び連絡が取れなくなった。母から生存時に何度も聞かされたので覚えている。70年間生死も分からないまま今日に至っている。日本から届いた手紙を数十年間保管していたが、母親が亡くなってから無くした。</p> <p>隣友保証人の金○○と面談した結果、金●●(李○○のことと思われる：長谷註)とは同じ村に暮らしていたが、<b>終戦の数年前に徴用</b>され、日本より遠い地域へ(南洋群島と推定)徴用され、その後<b>徴用地で死んだという話を聞いた</b>と陳述。徴用へ行って戻って来なかったのは間違いないという。</p> <p>委員会で補充調査をした結果、村から金●●等3人が一緒に動員され、2人は帰ってきたが金●●は炭鉱坑道が崩れ死亡したという話を聞いたと村の住民金○○が陳述。除籍謄本では1952年11月20日に本籍地で死亡したことになる。</p> <p>サハリンから帰還した李△△の息子李◇◇の話を知ると、李◇◇は1945年2月頃に母と弟と一緒に父が動員されたサハリンへ行くことになった。1955年頃、李◇◇はエストルスク(恵須取町?)で金●●に初めて出会った。その前から李△△と金●●は親しかったように見えたという。金は息子が2人いて、私は韓国へ行けないかもしれないので、もし君が韓国に行くチャンスがあれば家族に連絡を取って欲しいと頼んだという。大学を卒業して<b>1963年頃</b>エストルスクに戻ってきたら金●●は<b>村を出てどこに行ったか分からなくなった</b>と母が言っていた。</p> <p>委員会は金●●は日本へ強制動員され勤務してからサハリンへ行き李△△に会ったと推定する。除籍謄本では金●●が1952年11月20日に本籍地で死亡と記載されているが、李◇◇の陳述によると1955年頃に金●●に初めて会ったというので、強制動員されてから連絡がないので死亡申告をしたと委員会は判断する。最終的に、金●●は強制動員によって1939年10月頃から1945年終戦時まで佐渡鉱山及びサハリン所在不明の炭鉱で労働者生活を強要されていた被害者と決定する。</p> |
| 767-梁○○仁川市南洞区-458                        | <p>【子供が申告】1939年5月30日動員、1945年11月30日帰還。</p> <p>申告書の別紙にて、朝食を食べてから服をまとめて恩津面に住む妻○○の引率の下で約20人が日本へ出発したと説明。(梁○○の)両親が生きていた時は<b>出稼ぎに行く</b>と喜んでいたという。</p> <p>電話調査でも、<b>お金を稼ぐために募集に応じ</b>て行くことになったと陳述。毎月賃金を貰ったがいくらだったかは覚えてない。<b>貰った給料は帰郷の時に持ってきた</b>。</p> <p>申告書に後遺障害(坑内事故による膝骨折)が記載されていたので梁○○の妻に確認したところ、妻の記憶では夫は<b>事故、負傷、病気になることはなかった</b>と陳述。梁○○が「日本の女性は夫を大切にする」と口癖のように言っていたことを覚えているという。</p> <p>隣友保証人は<b>日本に強制動員</b>されたことを直接目撃したと陳述。</p> <p>委員会は強制動員被害者に認定するも、坑内事故による膝骨折の後遺症を証明する<b>客観的な証拠はない</b>と判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 577-金〇〇珍島-886   | <p>【子供が申告】1944年11月動員、1945年12月帰還。佐渡で約2か月程度労働し、福島県の軍事地下工場で約11か月間労働してから終戦になった。帰還の順番は、捕虜、朝鮮軍人、朝鮮労働者だった。</p> <p>電話調査によると、<b>面で募集して強制徴用</b>されたと陳述。佐渡で2か月間作業していたが電気が入らなくなり福島県へ移動した。</p> <p>当時の名簿に記載があることが確認できるが、<b>動員時期は被害申告内容が記した時期と異なっている。</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 791-ユ〇〇清原-415   | <p>【子供が申告】1944年5月15日動員、1945年11月10日帰還。強制動員されて佐渡の<b>原料工場</b>で労働した。</p> <p>隣友保証書では、工場の昇降機から転落し腰を痛め、3か月間病院で入院治療を受けたと聞いた。1945年9月中旬(秋夕前後)に帰ってきたと記載。</p> <p>当時を目撃した者は、<b>報国隊から令状が出て</b>動員されたと陳述。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 593-イム〇〇扶余-368  | <p>【子供が申告】1943年7月動員、終戦と同時に帰還。戦争が熾烈だった時期に強制動員され、多方面に連れていかれ奴隷扱いされるなど辛い生活をしたと思われる。</p> <p>申告者との電話調査では、日本人たちによって連れていかれるのを見たので覚えていると陳述。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 164-尹〇〇青陽-791   | <p>【子供が申告】1941年1月(陰)動員、1944年5月(陰)帰還。3年以上労役した他の労働者と一緒に<b>40日間の休暇</b>をもらって帰郷した。休暇が終わる40日に母の実家がある地域に逃げた。炭鉱での辛い労役で肺疾患及び腰痛で苦勞し、<b>1978年</b>公州国立医療院で精密検査を受けた結果、結核と判明し死亡まで治療を受けた。脊髄、腎臓にも異常があり、これを治療するため大田にある宣病院、聖母病院を転々として<b>1991年8月6日死亡まで13年間</b>治療を受け続けた。</p> <p>隣友保証書には徴用されたと記載。</p> <p>申告者は後遺障害を主張するが<b>立証できる客観的資料がない</b>と委員会は判断する。負傷障害慰労金の申請手続きを案内し、支援申請の時に最終的な判断をするのが望ましいと助言。</p>                                                                                                                                             |
| 389-梁〇〇論山-1287  | <p>【孫が申告】1940年に<b>強制徴用</b>され、1944年に帰還した後、炭鉱で得た後遺症の塵肺症(推定)で35才で死亡した。</p> <p>申告者との電話調査では、<b>強制募集</b>だったと陳述。塵肺症の件は子供の頃祖母に聞いただけで、詳細な内容は知らないという。</p> <p>申告者は後遺障害を主張するが<b>立証できる客観的資料がない</b>と委員会は判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 391-梁〇〇論山-1594  | <p>【子供が申告】1938年11月頃動員、1943年帰還。終戦後帰還して塵肺症で1966年に死亡した。</p> <p>申告者との電話調査では、<b>お金が毎月送金された</b>が祖母の病院治療費として使い切ったと母親が言っていたと陳述。一緒に働いていた人たちとは<b>お酒も一緒に飲むなど仲良くしていた</b>という。帰国後に塵肺症で咳が酷かった。</p> <p>強制動員の目撃者はなし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 637-李〇〇         | <p>【子供が申告】1942年に強制動員され、過酷な労働で肺、胃腸疾患を得る、原因不明の皮膚炎で死亡。</p> <p>隣友保証書では、1942年1月に動員されて<b>広島県の軍需工場</b>で酷使され、帰国する際には旅費すらなかったことを<b>李〇〇から直接聞いた</b>と説明。原爆投下後は、日本が軍の秘密を隠蔽するために朝鮮人を帰国させず、一部は帰国の途中に玄界灘海上で自爆沈没させ、痕跡と証拠をすべて消したという事実を聞いた。李〇〇は何人かの強制労働者と広島県の山奥に逃亡し、3～4か月を飢えに震えながら隠れて過ごした。米軍が進駐し、強制労働者及び朝鮮人を送還する際、1946年2月帰国したという。被爆による皮膚病と李家族の悲惨な生活ぶりは、<b>保証人も何度も聞き、目撃した事実だと主張。</b></p> <p>別の保証人からの話では、動員期間は不明だが、佐渡に強制動員されたことを帰還した<b>李〇〇本人から聞いた</b>と陳述。</p> <p>委員会は最終的に、1942年頃から1945年8月頃まで佐渡で労働していたと判断する。後遺症に関しては<b>客観的な立証資料が無い</b>ことを確認した。</p> |
| 631-徐〇〇蔚珍-431   | <p>【子供が申告】1943年動員、終戦直後に帰還。</p> <p>動員地に対して申告者は「新潟佐渡島にある鉄鉱」と陳述したが、作業場名を特定するのは難しいので、動員地は新潟県佐渡島所在の不詳の鉱業所とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 766-朴〇〇         | <p>【子供が申告】1942年に満州へ動員され帰還したが、再び日本軍に捕まり1943年6月頃強制動員され青森県へ。<b>千島列島(クリル列島)という所に配置され、そこで終戦を迎える。</b>帰還後、肺疾患で治療を受けている途中で死亡。</p> <p>参考人である金〇〇は1942年4月に妻〇〇の引率で朴〇〇は平安南道嶺南里の塩田会社に徴用される。1945年1月に佐渡に再徴用され、終戦後に帰ってきたと陳述。</p> <p>委員会は当時の名簿から<b>1943年6月から1945年9月まで佐渡で労働</b>していたと判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 125-崔〇〇大田中区-820 | <p>【子供が申告】<b>強制徴用</b>され日本で10年余りの間、金鉱鉱山で労働者として服役。肺(塵肺症)で45才の時亡くなる。</p> <p>隣友保証書では、日本にいた期間は約10年ほどで終戦の年に帰還。体が衰弱していて約5年後に亡くなったと説明。</p> <p>隣友保証人に確認したところ、<b>徴用の場面は目撃しておらず</b>、崔の妻が日本へ行くまで姉の家で一緒に暮らしていた記憶があることと崔が不詳の炭鉱で勤務したと聞いた記憶があると陳述。</p> <p>申告者の陳述によると、長男が生まれた後(1938年10月)に徴用され、妻が日本へ渡り一緒に生活して終戦以後に帰還。</p> <p>隣友保証人は崔が日本でお金を持ってきて<b>田んぼ10マジギ(約6611㎡)を購入した</b>と陳述。</p>                                                                                                                                                           |
| 665-李〇〇清原-843   | <p>【子供が申告】1943年3月5日動員、1946年8月5日帰還。</p> <p>隣友保証書には、<b>日本軍により強制的に九州の炭鉱</b>へ連れて行かれたと説明。保証人は強制動員される姿を目撃し、当時村では気をつけて行ってこいと歓送式を開いたという。</p> <p>李〇〇の弟は、兄が農業に従事していたところ、<b>徴兵通知書が来て</b>日本軍によって連れていかれ1943年3月頃に九州の炭鉱へ動員され、賃金もろくに貰えず働いた。終戦になり1946年8月頃帰還し、後遺症である咳、喘息で苦勞し、1984年に死亡したと説明。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p><b>動員期間と動員地全て陳述が異なる</b>のでシノ〇〇の調書を受容し、1944年10月頃から終戦時まで佐渡鉱山だと委員会は判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 485-朴〇〇儒城区-3〇〇〇〇7 | <p>【子供が申告】動員期間3年、1943年12月帰還。疾病を得て帰還し死亡。</p> <p>隣友保証書には、1941年1月に日本軍によって強制動員され、佐渡で強制労働をしてから1943年12月に帰還したと説明。</p> <p>申告者は黄〇〇という人が父と一緒に日本へ行って、一緒に帰還してきたと説明。写真から父が鉱山で働いていたことは分かるが、<b>地名までは分らない</b>。父は朝鮮戦争の時に亡くなった。当時の名簿にも記載が確認できない。委員会は不詳年月日から終戦後まで<b>九州にある不詳の炭鉱で強制労働したと推定する</b>。</p>                                                                                |
| 421-金〇〇 全南珍島-887  | <p>【本人が申告？】1944年11月動員、1945年12月帰還。佐渡へ強制徴用され、約2か月程度労働し、その後福島の地下工場で約11か月労働した。</p> <p>隣友保証書には、18才の時、<b>長崎の佐世保炭鉱</b>へ強制動員され<b>4年6か月間労働</b>して満身創痍となり、故郷に帰ってからは結核で4年間闘病生活した後、後遺症で1949年2月3日に亡くなったと説明。</p> <p>金〇〇の妹も佐世保炭鉱で働いてから帰還したが、その労役の後遺症で死亡したと陳述。</p> <p>委員会は動員期間を1941年4月から1945年8月15日とし、<b>動員地域を佐渡鉱山及び佐世保炭鉱と定めた</b>。申告者も佐渡で約2か月間、佐世保で約11か月の労働をして終戦になり帰還したと陳述する。</p> |
| 053-朴〇〇           | <p>【子供が申告】1942年3月に面事務所により動員され佐渡で働いた。1944年に祖父が入院し、母が何回か警察署に行ってお願いで、警察署が病院から診断書を貰って署長名義で電報を送ったことで帰還した。心臓に障害を抱え、闘病生活の末1950年に亡くなった。</p> <p>申告者との電話調査では、<b>募集で強制動員</b>されたと陳述。1944年祖父が亡くなり、母が祖父の死亡診断書を発行してもらい、警察署長に見せて電報を送り帰還したのは直接見たという。</p>                                                                                                                         |
| 233-崔〇〇           | <p>【子供が申告】1939年動員、1945年帰還。佐渡では賃金をろくに貰えず人間以下の虐待を受けながら奴隷生活をした。写真、手紙、給与が入った通帳などがあったが朝鮮戦争などで紛失した。</p> <p>申告者との電話調査では、募集で行ったと陳述。手紙、給与を送ってきたという。<b>動員地から送られてきた給与で烟を少し買った</b>。</p> <p>弟からの話では、兄は<b>徴用</b>で行ったと陳述。勤務内容は知らないが、脱出しようとして捕まったこともあり、兄は力もあったので相撲で日本人12人を押し出したという話も聞いた。</p>                                                                                    |
| 441-李〇〇京畿城南-450   | <p>【子供が申告】<b>動員年不明</b>、1945年帰還。佐渡へ強制動員され、坑が崩れた時腰を怪我した。その後韓国に帰ってからも腰痛で苦労した末亡くなった。</p> <p>委員会は後遺症に関する<b>立証資料がないので確認できなかった</b>と説明。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| 136-李〇〇扶余-1140    | <p>【甥が申告】1940年10月頃、<b>徴用</b>で日本に連れていかれて行方不明になった。徴用から逃げ回っていたが結婚して3日後に連れて行かれ、婚姻届も出してない状況で暮らしていた新婦は間も無く家から逃げ出した。</p> <p>隣友保証書には、李〇〇は1940年10月頃に従兄と保証人の父親が日本へ徴用される時一緒に行った。報国隊として作業をしていたが保証人の父は機械による事故で死亡。李〇〇の従兄が遺骨を持って帰ったが、一緒に働いていた李〇〇の行方はその後も知らないと説明。</p> <p>別の隣友保証書では、結婚から3日後に警察に見える黒い服を着た3人が<b>赤い紙を見せて徴用</b>したという話を聞いたと記載。</p>                                    |
| 994-金〇〇           | <p>【子供が申告】1941年に動員されて1945年に帰還。鉱山の粉塵による肺炎で苦しみ、帰国後は後遺症で苦労の末亡くなった。</p> <p>当時の目撃者が電話にて、<b>募集で強制動員</b>されたのを見たと陳述。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |